

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可申請等の手引き（積替・保管を除く。）

神 奈 川 県

令和 7 年 4 月

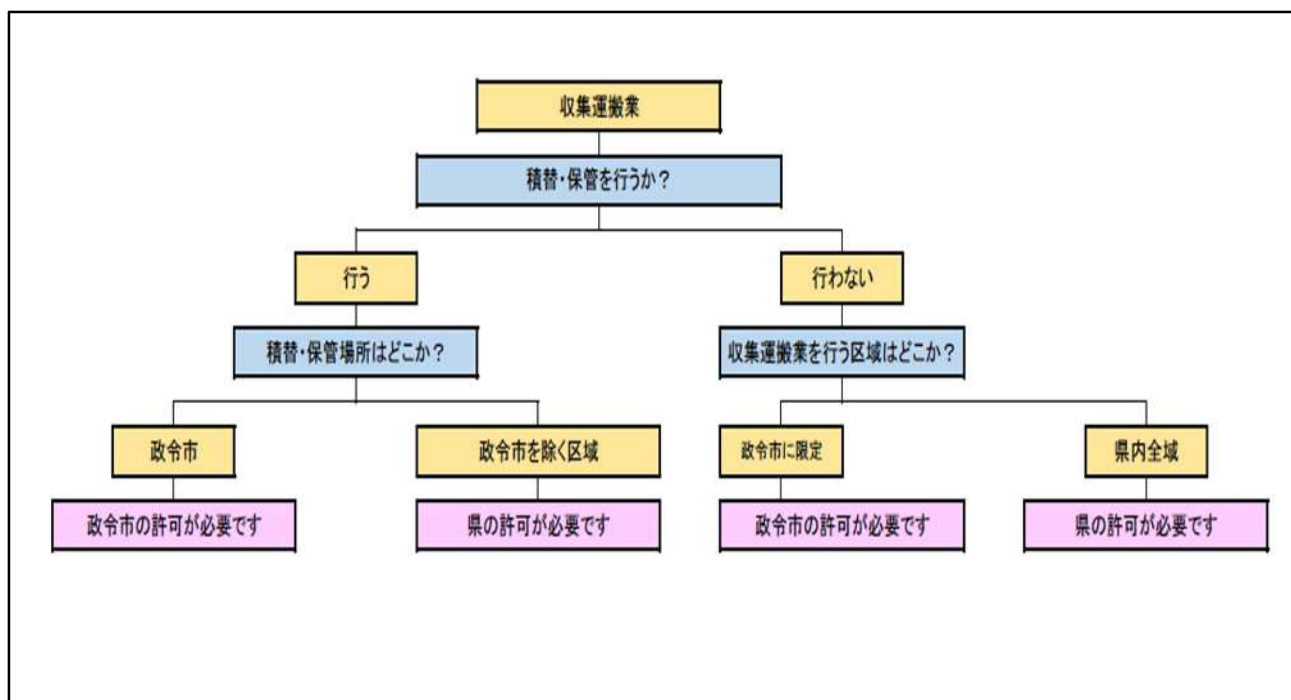
目 次

1	はじめに	1
2	神奈川県知事の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業の許可を受けるために	2
	(1) 申請書類等の準備	2
	(2) 申請窓口	3
	(3) 申請手数料	4
	(4) 許可証の交付	4
	(5) 申請手続きの流れ	5
	(6) (公財)日本産業廃棄物処理振興センター講習会の受講	6
3	申請に必要な書類一覧	7
	(1) 新規許可申請・更新許可申請の場合	7
	(2) 変更許可申請の場合	11
4	政令市の問合せ先	14
5	変更届出書の提出	15
	【申請・届出様式及び記載例】	19
	【申請手数料の納付方法】	巻末

1 はじめに

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬を業として営むためには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、神奈川県知事や政令市（神奈川県では、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市）長の許可を受けなければなりません。

なお、政令市で事業を行おうとするときに、積卸しを行う地域が、政令市を含む複数の市町村にわたっている場合は、神奈川県知事の許可を受けなければなりません。この場合、政令市の許可は不要です。ただし、産業廃棄物の積替・保管を伴う収集運搬業を政令市内で行う場合又は神奈川県内で1つの政令市内のみで収集運搬業を行う場合は、その政令市長の許可を受けなければなりません。



■収集運搬業の申請に関する県のホームページ（様式、申請の手引き）

神奈川県 産業廃棄物許可申請 検索 

又は 神奈川県トップページ → 分類から探す → くらし・安全・環境

→ 環境技術・廃棄物処理 → 産業廃棄物

→ 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。）の許可申請等

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f671/>

2 神奈川県知事の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の許可を受けるために

(1) 申請書類等の準備

- 許可の種類は次のとおりです。

新規許可	新たに神奈川県知事の許可を取得する場合の許可
更新許可	既に神奈川県知事の許可を取得している者が、その許可の有効期限が到来した後も同じ内容で事業を行う場合の許可
変更許可	既に神奈川県知事の許可を取得している者が、その事業の範囲を変更する場合の許可 〔具体例〕 積替・保管を含む許可への変更、取り扱う産業廃棄物の種類の追加

- 申請を行う場合は、申請書に必要な書類（7～14 ページの「申請に必要な書類一覧」を参照）を添えて、2部（正本及び副本各1部。副本は申請者控えのため、コピーでも構いません。）提出してください。

なお、審査に必要な場合、7～14 ページの「申請に必要な書類一覧」に記載されている書類以外のものの提出を求めることがあります。

- 更新許可の場合は、許可の有効期限の3か月前から申請を受け付けています。
- 「積替・保管を含む」収集運搬業の許可を申請する場合には、申請手続等が異なりますので、積替・保管場所を所管する地域県政総合センター（政令市において積替・保管を行う場合は14 ページの各政令市の問合せ先）に事前に相談してください。
- PCB 廃棄物の収集運搬を行う場合には、事前調整手続きが必要となりますので、申請書等の提出先となる申請窓口にご相談ください。
- 行政書士が書類を作成した場合は、行政書士法施行規則の規定に基づき、必ず申請書及び変更届出書に記名して職印を押印してください。また、許可証の受け取り人が行政書士である場合には、その旨の委任状を提出してください。

(2) 申請窓口（下記のいずれか1箇所）

住所〔個人〕 本店所在地〔法人〕	申請窓口 連絡先
横浜市、川崎市、 神奈川県外	環境農政局 環境部 資源循環推進課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1（県庁新庁舎） TEL (045)210-1111 内線 4161～4165 FAX (045)210-8845
横須賀市、鎌倉市、 逗子市、三浦市、 葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部 環境課 〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19（県横須賀合同庁舎） TEL (046)823-0210（代表） FAX (046)824-2459
相模原市、厚木市、 大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、 愛川町、清川村	県央地域県政総合センター 環境部 環境調整課 〒243-0004 厚木市水引2-3-1（県厚木合同庁舎） TEL (046)224-1111（代表） FAX (046)225-5218
平塚市、藤沢市、 茅ヶ崎市、秦野市、 伊勢原市、寒川町、 大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部 環境調整課 〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1（県平塚合同庁舎） TEL (0463)22-2711（代表） FAX (0463)24-3608
小田原市、南足柄市 中井町、大井町、 松田町、山北町、 開成町、箱根町、 真鶴町、湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部 環境調整課 〒250-0042 小田原市荻窪 350-1（県小田原合同庁舎） TEL (0465)32-8000（代表） FAX (0465)32-8111

- 本店以外に県内に支店を有するなどの理由から、上記の区分と異なる窓口への提出を希望される場合は、申請を希望する窓口にご相談ください。
- 積替・保管を含む許可、処分業で県の許可を受けている場合の収集運搬業更新手続きは、現に許可を受けた地域県政総合センターで行います。

※ 窓口を変更した場合でも、すでに受けている許可番号の変更はありません。

【指令番号（許可証の左上に記載）による窓口の区分】

指令番号 (県指令)	資循 (又は廃指) 第〇号	須セ 第〇号	央セ 第〇号	湘セ 第〇号	西セ 第〇号	上セ 第〇号
所管の 窓口	資源循環 推進課	横須賀三浦 地域県政総合 センター	県央地域 県政総合 センター	湘南地域 県政総合 センター	県西地域 県政総合センター	

- 申請の手続きは各申請窓口で行いますので、必ず電話で日時を予約した上でお越しください。予約の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）です。
- 原則として、申請者が自ら申請してください。申請者に代わって代理人が申請を行う場合には、身分を証明する書類の提示を求めることがあります。
- 更新許可、変更許可の申請と併せて優良認定の申請を行う場合は、予約時にその旨を申し出てください。

- 運搬に船舶を使用する場合は、提出書類等について確認させていただくため、申請前に一度ご連絡ください。また、神奈川県内の港湾を使用する場合は、港湾を所管する問合せ先（3ページ及び14ページ）に積替・保管を含む許可を取得する必要があるか、あらかじめ確認してください。

(3) 申請手数料

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
新規許可	81,000円	
更新許可	73,000円	74,000円
変更許可	71,000円	72,000円

なお、いったん納入された手数料は、還付しません。

また、収入印紙や他自治体の収入証紙は使用できませんのでご注意ください。

納付方法は

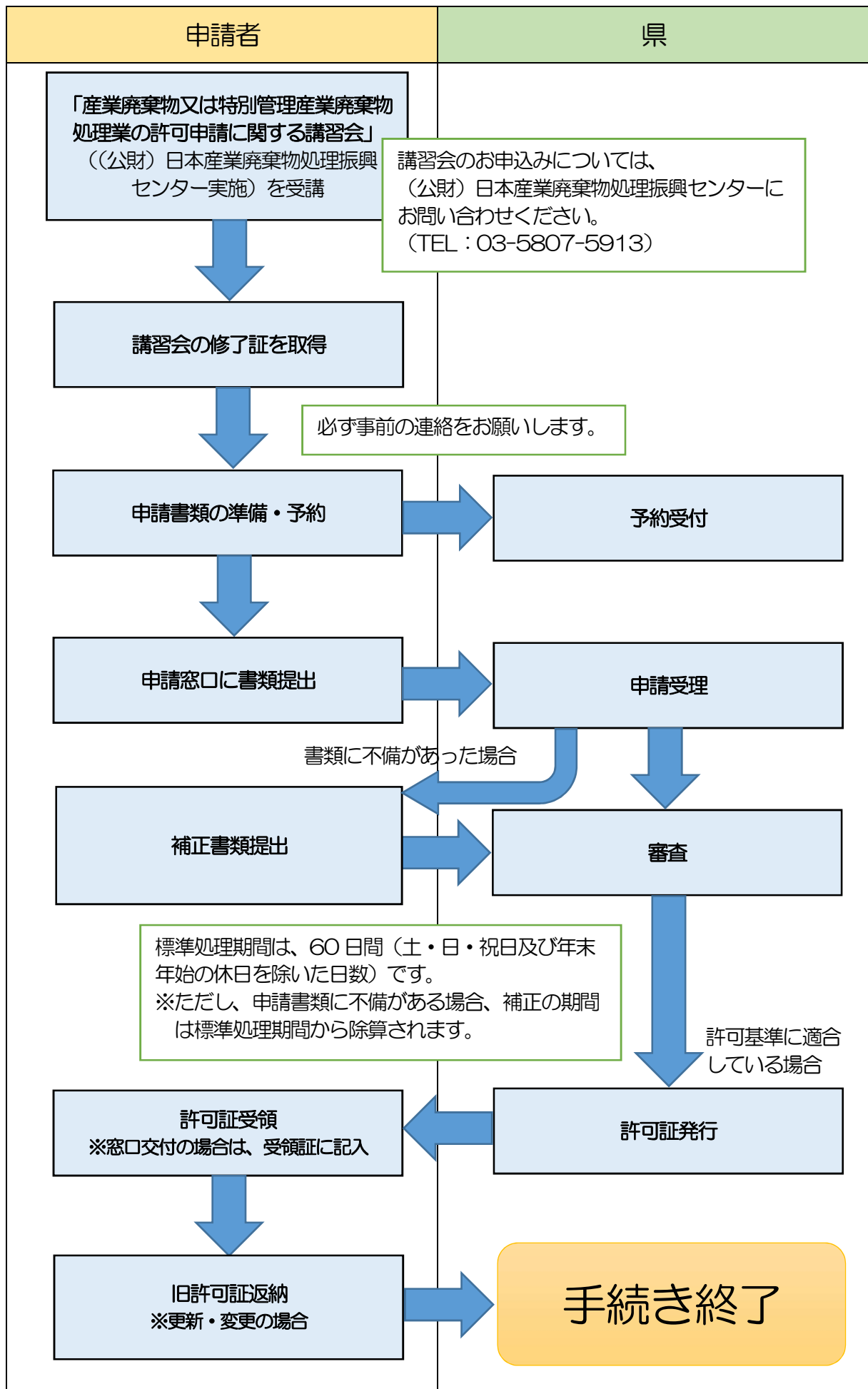
URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f671/index.html#%EF%BC%93>

又は巻末のとおりとなります。

(4) 許可証の交付

- 許可証は、原則として、申請書を提出した窓口で交付します。
- 郵送による許可証の交付を希望する場合は、申請時に令和6年10月1日以降の料金に対応したレターパックプラス（未対応の場合は80円分の切手を貼付したもの）か、490円（クリアファイルでの郵送希望の場合は、クリアファイルをご用意いただいた上で、530円）分の切手（いずれも令和5年10月以降分料金・簡易書留代含む。）を貼ったA4判が入る返信用封筒を提出してください。
- 更新許可及び変更許可の場合は、許可証の交付時に現在の許可証（原本）を返納してください。

(5) 申請手続きの流れ



(6) (公財)日本産業廃棄物処理振興センター講習会の受講

- 申請に際しては、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」のうち、業の種類及び許可の区分に応じた講習会(次表参照)を事前に受講し、修了証の写しを申請書の添付書類として提出してください。
- なお、申請者が法人の場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員(監査役を除く。)又は政令使用人(県所管区域を事業活動の範囲とする支店等の代表者に限る。)が講習を修了しなければなりません。また、申請者が個人の場合には、申請者又は政令使用人(県所管区域を事業活動の範囲とする支店等の代表者に限る。)が講習を修了しなければなりません。
- 新規許可申請の場合は申請日、更新許可申請の場合は現許可証の有効年月日まで有効な修了証が必要です。

講習会の種類	許可申請の種類			産業廃棄物			特別管理産業廃棄物		
	新規	更新	変更※1	新規	更新	変更※1	新規	更新	変更※1
産業廃棄物の収集・運搬課程 (新規講習会)	○	○	○	—	—	—	—	—	—
特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程 (新規講習会)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の 収集・運搬課程(更新講習会)	※2	○	○	※2	○	○	※2	○	○

※1 変更許可の場合は、現在の許可を受けた際の講習会修了者が申請時も引き続き在職していれば、有効期限を過ぎた修了証の写しであっても、添付書類とすることができます。

※2 既に他の自治体で同じ種類の許可を受けている場合に限り、収集・運搬過程(更新許可講習会)の修了証で新規許可申請ができます。なお、その場合には、必ず申請日現在有効な他の自治体の許可証の写しを添付してください。

【講習会修了証の有効期限】

〔新規講習会〕 修了証の発行日(講習を修了した日)から5年以内
 〔更新講習会〕 修了証の発行日(講習を修了した日)から2年以内

【神奈川会場の講習会についての問合せ先】

(公社)神奈川県産業資源循環協会
 〒231-0023 横浜市中区山下町1 シルクセンター2F TEL (045)681-2989

3 申請に必要な書類一覧

(1) 新規許可申請の場合

【○：必ず提出 △：該当する場合に提出 ー：提出不要】

☑	申請書類等	提出の要否		備考
		法人	個人 事業主	
【申請書類（様式）】				
□	許可申請書（第1面～第3面） （廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則（以下「施行規則」といいます。）様式第六号 （特別管理産業廃棄物の場合は、施行 規則様式第十二号）	○	○	●行政書士が書類を作成した場合は、 行政書士法施行規則に基づき、許可 申請書第1面の余白に職名と氏名を 記載の上、職印を押印してくださ い。
□	事業計画書 （第1面、第2面、 第4面、第5面） 〔施行規則様式第六号の二〕	○	○	●積替保管なしの許可申請では、第3 面は提出不要です。 ●特に記載方法が複雑な事業計画第4 面、第5面は必ず記載例を参照して ください。
□	運搬車両の写真（第6面） 〔施行規則様式第六号の二〕	○	○	●車体の真正面及び真横から撮影した 写真で、車両の全体が写った写真を 提出してください。 ●撮影年月日を記載してください。
□	運搬容器の写真（第7面） 〔施行規則様式第六号の二〕	○	○	●申請者が保有する容器の写真を提出 してください（カタログ写真やイン ターネットから引用した画像は不可 です。）。 ●撮影年月日を記載してください。
□	事業開始資金及び調達方法 （第8面） 〔施行規則様式第六号の二〕	○	○	
□	資産調書（第9面） 〔施行規則様式第六号の二〕	—	○	●法人の場合は、提出不要です。
□	誓約書（第10面） 〔施行規則様式第六号の二〕	○	○	●日付は申請時に記入してください。 ●「押印を求める手続の見直し等のた めの環境省関係省令の一部を改正す る省令」が令和2年12月28日に 施行されたことにより、 <u>実印の押印 が不要になりました。</u>

☒	申請書類等		提出の可否		備考	
			法人	個人 事業主		
【申請者に関する書類】						
☐	定款又は寄附行為		○	—	●法人である申請者が、金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を作成しているときは、これらの書類に代えて、当該有価証券報告書を提出することが可能です。	●登記事項証明書は、 <u>履歴事項全部証明書</u> に限り ます。
☐	申請者（法人）の 登記事項証明書		○	—		
☐	役員又は 個人事業主	住民票 （本籍又は国籍・地域記載）	○	○	●役員は、取締役や監査役等の登記上の役員のほか、法人に対する実質的な支配力がある相談役・顧問等も含みます。	●住民票や登記事項証明書等の公的な書類は、 <u>申請日前3か月以内に発行されたもの（コピー不可）</u> に限り ます。
☐	株主等 ※	住民票 （本籍又は国籍・地域記載）	○	—	●株主のうち発行済株式総数の5%以上の株式を有する者、また出資者のうち出資総数の5%以上の額に相当する額を出資している者を指します。 <u>※5%未満の株主等については提出不要です。</u>	●住民票は、本籍が記載されており、マイナンバーの記載がないものを提出してください。 ●外国人の住民票は、国籍・地域が記載されたものを提出してください。
		（株主等が法人の場合） 株主等（法人）の登記事項証明書	○	—		
☐	政令使用人 ※	住民票 （本籍又は国籍・地域記載）	○	○	●政令使用人とは、県所管区域を事業活動の範囲とする支店等の代表者であり、かつ産業廃棄物処理委託契約の締結権限を有している者です。 <u>※政令使用人に該当する者がいない場合は提出不要です。</u>	●改正産業廃棄物処理法及び同法施行規則が令和元年12月14日に施行されたことに伴い、神奈川県では「登記されていないことの証明書」の提出が不要になりました。
		産業廃棄物処理委託契約の締結権限を有していることが確認できる書面 （参考様式）	○	○		

●個人事業主の申請で、法定代理人の該当がある場合は、別途担当窓口までお問い合わせください。

●成年後見人が選任されていない旨の登記事項証明書は、提出不要です。

●登記事項証明書は、履歴事項全部証明書に限り
ます。

●住民票や登記事項証明書等の公的な書類は、申請日前3か月以内に発行されたもの（コピー不可）に限り
ます。

●住民票は、本籍が記載されており、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

●外国人の住民票は、国籍・地域が記載されたものを提出してください。

●改正廃棄物処理法及び同法施行規則が令和元年12月14日に施行されたことに伴い、神奈川県では「登記されていないことの証明書」の提出が不要になりました。

☑	申請書類等	提出の要否		備考
		法人	個人 事業主	
【技術的能力に関する書類】				
☐	講習会修了証の写し	○	○	●講習会については手引きの6ページを確認してください。
【経理的に関する書類】				
☐	直前3年間の貸借対照表※	○	—	※各事業年度毎に並べて提出してください。 ※設立して間もない法人については以下のとおりです。 ・1度も申告期限を迎えていない場合は税務署の受付印のある法人設立届出書 ・1度でも申告を行っている場合は申告を行った事業年度の決算書類及び納税証明書一式 ●法人である申請者が、金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を作成しているときは、これらの書類に代えて、当該有価証券報告書を提出することが可能です。 ●法人税の納税に関し連結納税制度を採用している場合、各連結事業年度における連結法人税の個別帰属額の届出書を併せて提出してください。 ●納税証明書は、申請日前3か月以内に発行された原本に限ります。
☐	直前3年間の損益計算書※	○	—	
☐	直前3年間の株主資本等変動計算書※	○	—	
☐	直前3年間の個別注記表※	○	—	
☐	直前3年間の法人税納税証明書〔その1〕※	○	—	
☐	直前3年間の所得税納税証明書〔その1〕	—	○	
【運搬施設等に関する書類】				
☐	自動車検査証記録事項の写し(※) (※) 車検証が電子化される以前の車両については、従来どおり車検証の写しを添付してください。 (船舶の場合は船舶検査証書の写し)	○	○	●船舶検査証書で使用権原が確認できない場合、裸傭船契約書又は定期傭船契約書の写しも提出してください。なお、定期傭船契約については、以下の2つの条件が必要です。 ①傭船者は、船主から本船の船長及び乗組員に対する雇用契約に基づく労務供給請求権の譲渡を受けており、船長及び乗組員に対する産業廃棄物の海上運搬等に係る指揮監督を行い、傭船者の指定する産業廃棄物の海上運搬を行うものとする。 ②海上運搬に係る責任は、傭船者が一切負うものとする。

☑	申請書類等	提出の要否		備考
		法人	個人 事業主	
【許可証】				
□	他都道府県又は政令市の許可証の写し※	△	△	※他都道府県又は政令市の許可がある場合は、最新の1枚を提出してください。
□	県内政令市の許可証の写し※	△	△	※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市で積替・保管を含む許可を受けている場合に提出してください。
□	本県許可証の写し※	△	△	※本県で（普通）産業廃棄物の許可を受けているが、新たに特別管理産業廃棄物の許可を受ける場合、又はその逆の場合で、今回許可を受けようとする区分で他県の許可を受けていない場合に提出してください。
【その他】				
□	委任状※	△	△	※許可証の受け取り人が申請者以外である場合は、申請者の押印がある委任状を提出してください。

【新規許可申請に関する注意事項】

- 産業廃棄物の新規許可申請と特別管理産業廃棄物の新規許可申請を同時に行う場合は、事業計画書・第6面（車両の写真）、事業計画書・第7面（運搬容器の写真）、定款又は寄附行為の写し、登記事項証明書、住民票、決算書類（財務諸表）、納税証明書、自動車検査証記録事項（又は車検証）の写しで、相互に共通するものについては、片方の申請書類に添付すれば、もう一方の申請では添付を省略して差し支えありません。
- 書類の提出の前に、不足書類がないか今一度ご確認ください。

(2) 更新許可・変更許可申請の場合

【○：必ず提出 △：該当する場合に提出 ー：提出不要】

☑	申請書類等	提出の要否		備考
		法人	個人 事業主	
【申請書類（様式）】				
□	許可申請書（第1面～第3面） 【更新許可】 施行規則様式第六号 （特別管理産業廃棄物の場合は、施行規則様式第十二号） 【変更許可】 施行規則様式第十号 （特別管理産業廃棄物の場合は、施行規則様式第十六号）	○	○	●行政書士が書類を作成した場合は、行政書士法施行規則に基づき、許可申請書第1面の余白に職名と氏名を記載の上、職印を押印してください。
□	事業計画書 （第1面、第2面、第4面、第5面） 〔施行規則様式第六号の二〕	○	○	●積替保管なしの許可申請では、第3面は提出不要です。 ●特に記載方法が複雑な事業計画第4面、第5面は記載例を参照してください。
□	運搬車両の写真（第6面）※ 〔施行規則様式第六号の二〕	—	—	※ただし、前回の申請や届出から変更がある場合は、別途変更届を提出してください。
□	運搬容器の写真（第7面）※ 〔施行規則様式第六号の二〕	△	△	※容器を変更・追加した場合に提出してください。 ●申請者が保有する容器の写真を提出してください（カタログ写真やインターネットから引用した画像は不可です。）。 ●撮影年月日を記載してください。
□	事業開始資金及び調達方法 （第8面） 〔施行規則様式第六号の二〕	○	○	
□	資産調書（第9面） 〔施行規則様式第六号の二〕	—	○	●法人の場合は、提出不要です。
□	誓約書（第10面） 〔施行規則様式第六号の二〕	○	○	●日付は申請時に記入してください。 ●「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」が令和2年12月28日に施行されたことにより、 <u>実印の押印が不要になりました。</u>

☑	申請書類等		提出の要否		備考
			法人	個人 事業主	
【申請者に関する書類】					
☐	定款又は寄附行為		○	—	●法人である申請者が、金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を作成しているときは、これらの書類に代えて、当該有価証券報告書を提出することが可能です。
☐	申請者（法人）の登記事項証明書		○	—	
☐	役員又は個人事業主	住民票 （本籍又は国籍・地域記載）	○	○	●役員は、取締役や監査役等の登記上の役員のほか、法人に対する実質的な支配力がある相談役・顧問等も含みます。
☐	株主等 ※	住民票 （本籍又は国籍・地域記載）	○	—	●株主のうち発行済株式総数の5%以上の株式を有する者、また出資者のうち出資総数の5%以上の額に相当する額を出資している者を指します。 ※5%未満の株主等については提出不要です。
		（株主等が法人の場合） 株主等（法人）の登記事項証明書	○	—	
☐	政令使用人 ※	住民票 （本籍又は国籍・地域記載）	○	○	●政令使用人とは、県所管区域を事業活動の範囲とする支店等の代表者であり、かつ産業廃棄物処理委託契約の締結権限を有している者です。 ※政令使用人に該当する者がいない場合は提出不要です。
		産業廃棄物処理委託契約の締結権限を有していることが確認できる書面 （参考様式）	○	○	

●個人事業主の申請で、法定代理人の該当がある場合は、別途担当窓口までお問い合わせください。

●成年後見人が選任されていない旨の登記事項証明書は、提出不要です。

●登記事項証明書は、履歴事項全部証明書に限ります。

●住民票や登記事項証明書等の公的な書類は、申請日前3か月以内に発行されたもの（コピー不可）に限ります。

●住民票は、本籍が記載されており、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

●外国人の住民票は、国籍・地域が記載されたものを提出してください。

●改正廃棄物処理法及び同法施行規則が令和元年12月14日に施行されたことに伴い、神奈川県では「登記されていないことの証明書」の提出が不要になりました。

☑	申請書類等	提出の要否		備考
		法人	個人 事業主	
【技術的能力に関する書類】				
☐	講習会修了証の写し	○	○	●講習会については手引きの6ページを確認してください。
【経理的に関する書類】				
☐	直前3年間の貸借対照表※	○	—	※各事業年度毎に並べて提出してください。 ●法人である申請者が、金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を作成しているときは、これらの書類に代えて、当該有価証券報告書を提出することが可能です。 ●法人税の納税に関し連結納税制度を採用している場合、各連結事業年度における連結法人税の個別帰属額の届出書を併せて提出してください。 ●納税証明書は、申請日前3か月以内に発行された原本に限ります。
☐	直前3年間の損益計算書※	○	—	
☐	直前3年間の株主資本等変動計算書※	○	—	
☐	直前3年間の個別注記表※	○	—	
☐	直前3年間の法人税納税証明書〔その1〕※	○	—	
☐	直前3年間の所得税納税証明書〔その1〕	—	○	
【運搬施設等に関する書類】				
☐	自動車検査証記録事項の写し(※) (※) 車検証が電子化される以前の車両については、従来通り車検証の写しを添付してください。 (船舶の場合は船舶検査証書の写し)	○	○	●船舶検査証書で使用権原が確認できない場合、裸傭船契約書又は定期傭船契約書の写しも提出してください。なお、定期傭船契約については、以下の2つの条件が必要です。 ①傭船者は、船主から本船の船長及び乗組員に対する雇用契約に基づく労務供給請求権の譲渡を受けており、船長及び乗組員に対する産業廃棄物の海上運搬等に係る指揮監督を行い、傭船者の指定する産業廃棄物の海上運搬を行うものとする。 ②海上運搬に係る責任は、傭船者が一切負うものとする。
【許可証】				
☐	神奈川県許可証の写し	○	○	●現在有効な許可証の写しを提出してください。
☐	県内政令市の許可証の写し※	△	△	※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市で積替・保管を含む許可を受けている場合に提出してください。
【その他】				
☐	委任状※	△	△	※許可証の受け取り人が申請者以外である場合は、申請者の押印がある委任状を提出してください。

【更新許可申請・変更許可申請に関する注意事項】

- 複数の申請を同時に行う場合（例：普通・特管を同時に更新申請する場合、更新と変更許可申請を同時に行う場合等）は、事業計画書・第6面（車両の写真）、事業計画書・第7面（運搬容器の写真）、定款又は寄附行為の写し、登記事項証明書、住民票、決算書類（財務諸表）、納税証明書、自動車検査証記録事項（又は車検証）の写しで、相互に共通するものについては、片方の申請書類に添付すれば、もう一方の申請では添付を省略して差し支えありません（新規許可申請の場合と同様です。）。
- 更新許可申請と変更許可申請を同時に申請する場合、神奈川県では更新許可申請を審査してから変更許可申請の内容を審査します。そのため、更新許可申請は従来許可を受けている品目、変更許可申請には従来の許可品目と新たに許可を取得したい品目を記載してください。
- 書類の提出の前に、不足書類がないか今一度ご確認ください。

4 政令市の問合せ先

横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市への許可申請については、それぞれの市にお問い合わせください。

事業地域	許可を行う者	担当部局名	所在地等
横浜市	横浜市長	横浜市資源循環局 事業系廃棄物対策部 事業系廃棄物対策課	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10（新市庁舎 23 階） TEL (045)671-2511
川崎市	川崎市長	川崎市環境局 生活環境部 廃棄物指導課	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 TEL (044)200-2593
相模原市	相模原市長	相模原市環境経済局 資源循環部 廃棄物指導課	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 TEL (042)769-8335
横須賀市	横須賀市長	横須賀市 資源循環部 廃棄物対策課	〒238-8550 横須賀市小川町11 TEL (046)822-8418

5 変更届出書の提出

- 変更許可に該当しない場合でも、次のような変更が生じたときには、10 日以内（登記事項証明書の添付を要する届出については、30 日以内）に変更届出書を提出する必要があります。

【変更届出書提出の対象となるもの】

- ・ 事業の一部を廃止したとき（取り扱う産業廃棄物の一部品目の廃止、積替え保管の廃止）。
- ・ 個人の住所又は法人の本店所在地に変更が生じたとき。
- ・ 氏名（個人）又は法人の名称に変更が生じたとき。
- ・ 許可を受けた者が個人の場合で、政令で定める使用人に変更が生じたとき。
- ・ 許可を受けた者が法人の場合で、その法人の代表者、役員、株主等又は政令で定める使用人に変更が生じたとき。
- ・ 事業の用に供する施設（運搬車両・船舶）に変更が生じたとき。
- ・ 政令市の積替え許可の有無に変更があったとき。

- 変更届出書の提出は、郵送でも可能です。副本の返送が必要な場合は、返送用封筒（副本の重さに見合った切手を貼付）を同封してください。また、事前の予約は不要です。
- 本店住所の変更や代表者変更等、許可証の書換えを伴うような変更届出書を提出する場合は、副本用とは別に許可証送付用の令和6年10月1日以降の料金に対応したレターパックプラス（未対応の場合は80円分の切手を貼付したもの）か、490円（クリアファイルでの郵送希望の場合は、クリアファイルをご用意いただいた上で530円）分の切手（いずれも令和6年10月以降分料金・簡易書留代含む。）を貼付したA4封筒を同封してください。

【廃止届出書・変更届出書の提出に関する注意事項】

- 変更届出書を提出するときには、現許可証の写しを必ず添付してください。
- 廃止届（収集運搬業の廃止）の場合は、廃止届出書と現許可証（原本）を提出してください。
- 住民票や登記事項証明書等の公的な書類は、届出書の提出日前3か月以内に発行されたものに限り（コピー不可）。しかし、申請と同時に変更届出書を提出する場合や、産業廃棄物処理業と特別管理産業廃棄物処理業の変更届出書を同時に提出する場合は、住民票、登記事項証明書（法人、土地）については、一方はコピーを添付書類として差し支えありません。

【変更届出書添付書類一覧】

以下の区分に従い、添付書類と併せて、変更届出書（産業廃棄物の場合は94ページの様式、特別管理産業廃棄物の場合は、96ページの様式）を提出してください。

※ 行政書士が書類を作成した場合は、行政書士法施行規則の規定に基づき、変更届出書の余白に職名及び氏名を記載して職印を押印してください。

※ 許可証の書換えを伴う変更届で、書換え後の許可証の受け取り人が申請者以外である場合は、申請者の押印がある委任状も提出してください。

【運搬施設等に関する変更】			
項目	変更事項	☑ 添付書類	備考
1	運搬車両	☐ 既得の許可証の写し ☐ 運搬車両（船舶）一覧表（参考様式） ☐ 自動車検査証記録事項の写し（※） （増車分のみ） （※）車検証が電子化される以前の車両については、従来どおり車検証の写しを添付してください。 ☐ 運搬車両写真（第6面）（増車分のみ） 〔施行規則様式第六号の二〕	●許可申請と併せて変更届を提出する場合も<u>添付書類は省略できません。</u> ●運搬車両（船舶）一覧表の参考様式は、県ホームページから取得できます。 ●船舶検査証書で使用権原が確認できない場合、裸傭船契約書又は定期傭船契約書の写しも必要です。なお、定期傭船契約については、以下の2つの条件が必要です。 ①傭船者は、船主から本船の船長及び乗組員に対する雇用契約に基づく労務供給請求権の譲渡を受けており、船長及び乗組員に対する産業廃棄物の海上運搬等に係る指揮監督を行い、傭船者の指定する産業廃棄物の海上運搬を行うものとする。 ②海上運搬に係る責任は、傭船者が一切負うものとする。
2	運搬船舶 ◎運搬に船舶を使用する場合は、提出書類等について確認させていただくため、提出前に一度ご連絡ください。	☐ 既得の許可証の写し ☐ 運搬車両（船舶）一覧表（参考様式） ☐ 船舶検査証書の写し（増船分のみ） ☐ 運搬船舶写真（第6面）（増船分のみ） 〔施行規則様式第六号の二〕	

【本店住所や役員等の変更】			
項目	変更事項	添付書類	備考
1	法人の名称	☐ 既得の許可証の写し ☐ 定款又は寄附行為の写し ☐ 届出者（法人）の登記事項証明書	●許可申請と併せて変更届出書を提出する場合も添付書類は省略できません。 ●住民票は、本籍が記載されており、マイナンバーの記載がないものを、外国人の住民票は国籍・地域が記載されたものを提出してください。 ●法人の登記事項証明書は、全部事項証明書（履歴事項証明書）に限ります。 ●役員・株主等に関する新旧対照表の参考様式は、県ホームページから取得できます。 ●誓約書は神奈川県知事宛てとしてください。 ●「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」が令和2年12月28日に施行されたことにより、誓約書の実印の押印が不要になりました。 ●改正廃棄物処理法及び同法施行規則が令和元年12月14日に施行されたことに伴い、神奈川県では「登記されていないことの証明書」の提出が不要になりました。 ●新たに就任した者が、既に県で登録されていた場合（例：役員として県に登録されていた者が株主に新たに就任した場合）、その者についての住民票及び誓約書の提出は不要です。
2	個人事業主の氏名	☐ 既得の許可証の写し ☐ 届出者（個人）住民票（本籍又は国籍・地域記載）	
3	法人の本店所在地	☐ 既得の許可証の写し ☐ 届出者（法人）の登記事項証明書	
4	個人事業主の住所	☐ 既得の許可証の写し ☐ 届出者（個人）住民票（本籍又は国籍・地域記載）	
5	役員（代表者変更の場合を含む。）	☐ 既得の許可証の写し ☐ 役員・株主等に関する新旧対照表（参考様式） ☐ 誓約書（第10面）〔施行規則様式第六号の二〕 ☐ 届出者（法人）の登記事項証明書 ☐ 住民票（本籍又は国籍・地域記載） ※誓約書・住民票は、新たに役員に就任した者についてのみ必要（取締役が代表取締役になる等、役職名の変更のみである場合は不要）	
6	株主・出資者	☐ 既得の許可証の写し ☐ 役員・株主等に関する新旧対照表（参考様式） ☐ 誓約書（第10面）〔施行規則様式第六号の二〕 ☐ 株主・出資者が個人の場合は住民票（本籍又は国籍・地域記載）、法人の場合は法人の登記事項証明書 ※誓約書・住民票は、新たに株主となった者についてのみ必要	

項目	変更事項	☒ 添付書類	備考
7	政令使用人	☐ 既得の許可証の写し ☐ 誓約書（第10面） （施行規則様式第六号の二） ☐ 住民票（本籍又は国籍・地域記載） ☐ 役員・株主等に関する新旧対照表 （参考様式） ☐ 産業廃棄物処理委託契約の締結権 限を有していることが確認できる 書面（参考様式） ※誓約書、住民票、産業廃棄物処理委託契約 の締結権限を有していることが確認できる 書面は、新たに政令使用人に就任した者につ いてのみ必要	

●個人事業主の申請で、法定代理人の該当がある場合は、別途担当窓口までお問い合わせください。

●成年後見人が選任されていない旨の登記事項証明書は、提出不要です。

【その他の変更】			
項目	変更事項	☒ 添付書類	備考
1	取扱品目の 廃止	☐ 既得の許可証の写し	
2	県内政令市 での 積替・保管 許可取得 又は廃止	☐ 既得の許可証の写し ☐ 県内政令市の許可証の写し ※県内政令市の許可証の写しは、新たに県内 政令市で積替・保管ありの収集運搬業の許 可を受けた場合に必要	
3	石綿含有産 業廃棄物 （汚泥）の 追記	☐ 既得の許可証の写し	

【廃止届】			
項目	変更事項	☒ 添付書類	備考
1	事業の廃止	☐ 既得の許可証の原本	

申請・届出様式及び記載例

【許可申請】

	様式名	該当ページ	記載例
1	産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (第1面～第3面) 〔新規許可申請・更新許可申請共通〕	21～24	55～58
2	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (第1面～第3面) 〔変更許可申請〕	26～29	60～63
3	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (第1面～第3面) 〔新規許可申請・更新許可申請共通〕	31～35	65～69
4	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (第1面～第3面) 〔変更許可申請〕	37～41	71～75
5	【産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業共通】 事業計画書 (第1、2、4～10面) 〔新規許可申請・更新許可申請・変更許可申請共通〕	43～51	77～85 (特別管理産業廃棄物の事業計画書第1、2、4、5面の記載例は、87～90)
6	参考様式 ・政令使用人に係る証明書	53	92

【変更届】

	様式名	該当ページ	記載例
1	産業廃棄物処理業廃止・変更届出書	94	101
2	特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書	96	
3	参考様式 ・役員、株主等に関する新旧対照表 ・運搬車両（船舶）一覧表	98、99	103～ 105

産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。）

申請書（第1面～第3面）様式

（新規許可申請・更新許可申請共通）

様式第六号(規則第九条の二関係)

(第1面)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書	
年 月 日	
神奈川県知事 殿	
申請者 〒 住 所	
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
ファクシミリ	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	取り扱う産業廃棄物の種類 詳細は別表のとおり。 積替・保管 なし
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	事業計画書のとおり (収集運搬車両合計 台、運搬容器 有・無)
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
※ 事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)

別表 産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く）における事業の範囲

No	種 類	取扱い の有無	石綿含有産 業廃棄物	水銀使用製 品産業廃棄 物	水銀含有 ばいじん等
1	燃え殻				
2	汚泥				
3	廃油				
4	廃酸				
5	廃アルカリ				
6	廃プラスチック類				
7	紙くず				
8	木くず				
9	繊維くず				
10	動植物性残さ				
11	動物系固形不要物				
12	ゴムくず				
13	金属くず				
14	ガラスくず・コンクリ ートくず・陶磁器くず				
15	鉱さい				
16	がれき類				
17	動物のふん尿				
18	動物の死体				
19	ばいじん				
20	政令第 13 号廃棄物				
水銀使用製品産業廃棄物の網掛けになっている品目の取扱いがある場合には、具体的な製品名を記載してください。					

注 1) 申請に係る取り扱う産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」の欄に○印を付けてください。

注 2) 変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎印を付けてください。

注 3) 申請に係る産業廃棄物の種類のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、該当箇所に○印を付けてください。

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名・呼 称	住 所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名・呼 称	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資 の金額	本	籍
		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。）

申請書（第1面～第3面）様式

（変更許可申請）

様式第十号(規則第十条の九関係)

(第1面)

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	
年 月 日	
神奈川県知事 殿	
申請者 〒 住 所	
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
ファクシミリ	
産業廃棄物収集運搬業 産業廃棄物処分業 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、 の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分する方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	詳細は別表のとおり。 積替・保管 なし
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)

別表 産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く）における事業の範囲

No	種 類	取扱い の有無	石綿含有産 業廃棄物	水銀使用製 品産業廃棄 物	水銀含有 ばいじん等
1	燃え殻				
2	汚泥				
3	廃油				
4	廃酸				
5	廃アルカリ				
6	廃プラスチック類				
7	紙くず				
8	木くず				
9	繊維くず				
10	動植物性残さ				
11	動物系固形不要物				
12	ゴムくず				
13	金属くず				
14	ガラスくず・コンクリ ートくず・陶磁器くず				
15	鋳さい				
16	がれき類				
17	動物のふん尿				
18	動物の死体				
19	ばいじん				
20	政令第 13 号廃棄物				
水銀使用製品産業廃棄物の網掛けになっている品目の取扱いがある場合には、具体的な製品名を記載してください。					

注 1) 申請に係る取り扱う産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」の欄に○印を付けてください。

注 2) 変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎印を付けてください。

注 3) 申請に係る産業廃棄物の種類のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、該当箇所に○印を付けてください。

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称		住	所
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称		住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名・呼 称	住	所
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名・呼 称	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資 の金額	本	籍
		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。）

申請書（第1面～第3面）様式

（新規許可申請・更新許可申請共通）

様式第十二号(規則第十条の十二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書 年 月 日 神奈川県知事 殿 申請者 〒 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 ファクシミリ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	詳細は別表のとおり。 積替・保管 なし
事 務 所 及 び 事 業 場 の 所 在 地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	事業計画書のとおり (収集運搬車両合計 台、運搬容器 有・無)
積替え又は保管を行う場合には、 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
※ 事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)

別表 1 特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く）における事業の範囲

No	種 類	取扱い の有無
1	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）	
2	廃酸（pH2.0 以下のもの）	
3	廃アルカリ（pH12.5 以上のもの）	
4	感染性産業廃棄物	
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃水銀等	
	鉍さい ＊ 1	
	廃石綿等	
	ばいじん ＊ 1	
	燃え殻 ＊ 1	
	廃油 ＊ 1	
	汚泥 ＊ 1	
	廃酸 ＊ 1	
	廃アルカリ ＊ 1	
	廃ポリ塩化ビフェニル等 ＊ 2	
	廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度 P C B 汚染廃油） ＊ 2	
	ポリ塩化ビフェニル汚染物 ＊ 2	
	低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物 ＊ 2	
	ポリ塩化ビフェニル処理物 ＊ 2	
	低濃度ポリ塩化ビフェニル処理物 ＊ 2	

＊ 1 申請する金属等の詳細は別表 2 のとおり。

＊ 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の許可申請をする場合で、濃度限定がない許可を申請する場合は低濃度許可も含めて○を付け、低濃度限定の許可を申請する場合は低濃度許可のみ○を付けてください。

（注 1）申請に係る取り扱う特別管理産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」の欄に○印を付けてください。

（注 2）変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎印を付けてください。

別表 2 金属等を含む特定有害産業廃棄物

の種類の種類 金属等の名称	廃棄物 鉛 ばいじん 燃え殻 廃油 汚泥 廃酸 廃アルカリ
水銀又はその化合物	
カドミウム又はその化合物	
鉛又はその化合物	
有機燐化合物	
六価クロム化合物	
砒素又はその化合物	
シアン化合物	
P C B	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1， 2－ジクロロエタン	
1， 1－ジクロロエチレン	
シス－ 1， 2－ジクロロエチレン	
1， 1， 1－トリクロロエタン	
1， 1， 2－トリクロロエタン	
1， 3－ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン又はその化合物	
1， 4－ジオキサン	
ダイオキシン類	

注) 申請に係る金属等の項目に○を付けてください。

変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎を付けてください。

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名		許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	
申請者(個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所		
		住 所		
(法人である場合)				
(ふ り が な) 名 称	住 所			
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)				
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所		
		住 所		
(法人である場合)				
(ふ り が な) 名 称	住 所			
役員(法定代理人が法人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所		
	役 職 名・呼 称	住 所		
役員(申請者が法人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所		
	役 職 名・呼 称	住 所		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資 の金額	本	籍
		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。）

申請書（第1面～第3面）様式

（変更許可申請）

様式第十六号(規則第十条の二十二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理業の 事業範囲変更許可申請書 年 月 日 神奈川県知事 殿 申請者 〒 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 ファクシミリ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物 収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請し 物処分業ます。	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	詳細は別表のとおり。 積替・保管 なし
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の 種類、数量、設置場所、設置年 月日、処理能力、許可年月日及び 許可番号(産業廃棄物処理施設の 設置の許可を受けている場合に限 る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の 処理方式、構造及び設備の概要	
※事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)

別表 1 特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く）における事業の範囲

No	種 類	取扱い の有無
1	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）	
2	廃酸（pH2.0 以下のもの）	
3	廃アルカリ（pH12.5 以上のもの）	
4	感染性産業廃棄物	
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃水銀等	
	鉍さい ＊ 1	
	廃石綿等	
	ばいじん ＊ 1	
	燃え殻 ＊ 1	
	廃油 ＊ 1	
	汚泥 ＊ 1	
	廃酸 ＊ 1	
	廃アルカリ ＊ 1	
	廃ポリ塩化ビフェニル等 ＊ 2	
	廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度 P C B 汚染廃油） ＊ 2	
	ポリ塩化ビフェニル汚染物 ＊ 2	
	低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物 ＊ 2	
	ポリ塩化ビフェニル処理物 ＊ 2	
	低濃度ポリ塩化ビフェニル処理物 ＊ 2	

＊ 1 申請する金属等の詳細は別表 2 のとおり。

＊ 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の許可申請をする場合で、濃度限定がない許可を申請する場合は低濃度許可も含めて○を付け、低濃度限定の許可を申請する場合は低濃度許可のみ○を付けてください。

（注 1）申請に係る取り扱う特別管理産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」の欄に○印を付けてください。

（注 2）変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎印を付けてください。

金属等を含む特定有害産業廃棄物

[illegible]

注) 申請に係る金属等の項目に○を付けてください。

変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎を付けてください。

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称		住	所
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称		住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名・呼 称	住	所
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名・呼 称	住	所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	本	籍
		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、変更のあった者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

- 産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。）
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。）

事業計画書（第1面～第10面）様式

新規許可申請	}	共通
更新許可申請		
変更許可申請		

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

① 事業の概要

② 営業範囲

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

（日本産業規格 A列4番）

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事務所の所在地

駐車場の所在地

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

(2) 収集運搬業務を行う時間

(3) 休業日

従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
人	人	人	人	人	人	人	人

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号			
前 面 写 真	写真の方向等について図示するのが望ましい。 注意事項 ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。		
側 面 写 真	注意事項 ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。		
	<table border="1"><tr><td>撮影</td><td>年 月 日</td></tr></table>	撮影	年 月 日
撮影	年 月 日		

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳		金 額 (千円)
事業の開始に要する資金の総額		
	土地	
	事務所	
	収集運搬車両	
	積替保管施設	
	申請手数料	
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	
	(借入先名)	
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
年 月 日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

(第10面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

- 産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。）
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。）

参考様式

新規許可申請	} 共通
更新許可申請	
変更許可申請	

(参考様式)

政令使用人に係る証明書

年 月 日

神奈川県知事 殿

次の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に規定される使用人であることを証明します。

氏 名

本 籍 地

住 所

生年月日

役 職

所在地

法人名

代表者

産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。）
申請書（第1面～第3面）記載例
（新規許可申請・更新許可申請共通）

(第1面)

申請窓口で記入するか、あらかじめ申請日を記入しておいてください。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和5年9月1日

神奈川県知事 殿

申請者 〒231-8588
住 所 神奈川県横浜市中区日本大通1番地
氏 名 神奈川環境株式会社
代表取締役 横浜 太郎
電話番号 045-210-1111
ファクシ 045-210-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	取り扱う産業廃棄物の種類 詳細は別表のとおり。 積替・保管 なし
事務所及び事業場の所在地	事務所 神奈川県横浜市中区日本大通1番地 電話番号 045-210-1111
	事業場 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	事業計画書のとおり (収集運搬車両合計 2台、運搬容器 有 ・無)
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
※ 事 務 処 理 欄	

積替・保管なしの申請の場合、事業場は空欄となります。

(日本産業規格 A列4番)

別表 産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く）における事業の範囲

No	種 類	取扱い の有無	石綿含有産 業廃棄物	水銀使用製 品産業廃棄 物	水銀含有 ばいじん等
1	燃え殻				
2	汚泥	○	○		
3	廃油	○			
4	廃酸	○			○
5	廃アルカリ	○			○
6	廃プラスチック類	○	○	○	
7	紙くず	○			
8	木くず	○			
9	繊維くず	○			
10	動植物性残さ				
11	動物系固形不要物				
12	ゴムくず	○			
13	金属くず	○		○	
14	ガラスくず・コンクリ ートくず・陶磁器くず	○	○	○	
15	鉱さい				
16	がれき類	○	○		
17	動物のふん尿				
18	動物の死体				
19	ばいじん				
20	政令第 13 号廃棄物				
水銀使用製品産業廃棄物の網掛けになっている品目の取扱いがある場合には、具体的な製品名を記載してください。					

注 1) 申請に係る取り扱う産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」の欄に○印を付けてください。

注 2) 変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎印を付けてください。

注 3) 申請に係る産業廃棄物の種類のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、該当箇所に○印を付けてください。

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	横浜市	05600XXXXXX
	相模原市	令和5年8月1日申請
	東京都	1300XXXXXX
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
かながわかんきょう 神奈川環境株式会社	神奈川県横浜市中区日本大通1番地	
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員に在日外国人を含む場合、氏名欄には本名(複数ある場合には全て)及び通称を併記し、ふりがなもそれぞれ記載してください。		
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
よこはま たろう 横浜 太郎	S16.1.1	韓国
きん たろう 金 太郎	代表取締役	神奈川県横浜市中区港町〇〇
かわさき じろう 川崎 次郎	S17.3.3	神奈川県川崎市川崎区富士見◇◇
	取締役	神奈川県川崎市川崎区宮本町◆◆
よこすか きぶろう 横須賀 参郎	S18.5.5	神奈川県横須賀市小川町□□
	取締役	神奈川県横須賀市日の出町■ ■
あつぎ じろう 厚木 志郎	S19.7.7	神奈川県厚木市中町△△
	監査役	神奈川県厚木市水引▲▲

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	100,000 株		出資の額	300万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資 の金額	本	籍
		割 合	住	所
くにたち 国立株式会社		10,000株		
		10%	東京都千代田区霞が関△△	
こうせい ひ ふ み 厚生 一二三	S2.2.2	6,000株	東京都千代田区神田佐久間町◆◆	
		6%	東京都千代田区霞が関▲▲	

株主又は政令使用人に在日外国人を含む場合、氏名欄
には本名(複数ある場合には全て)及び通称を併記し、
ふりがなもそれぞれ記載してください。

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所
しろやま じろう 城山 二郎	S20.9.9 津久井支店長	神奈川県相模原市中央区中央▲▲	
		神奈川県相模原市緑区城山××	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。）
申請書（第1面～第3面）記載例
（変更許可申請）

申請窓口で記入するか、あらかじめ申請日を記入しておいてください。

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

令和5年9月1日

神奈川県知事 殿

(例) 品目に「汚泥(石綿含有産業廃棄物)」を追加。
さらに、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類の石綿含有産業廃棄物の取扱いを「無」から「有」に変更する。

申請者 〒231-8588
住 所 神奈川県横浜市中区日本大通1番地
氏 名 神奈川環境株式会社
代表取締役 横浜 太郎
電話番号 045-210-1111
ファクシミリ 045-210-1111

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成30年11月1日 第 01400123456 号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分する方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	詳細は別表のとおり。 積替・保管 なし
変更の内容	品目の追加：汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む。)廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類について(石綿含有産業廃棄物を含む。)に変更
変更理由	排出事業者から要望があったため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	オープンドラム缶 10本 フレコンバッグ 1袋 プラスチック二重袋 1袋
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事務処理欄	

変更許可申請に伴い追加した車両や容器の種類と数量を記載してください。
従前と変わらなければ空欄で構いません。

別表 産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く）における事業の範囲

No	種 類	取扱いの有無	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
1	燃え殻				
2	汚泥	○	○		
3	廃油	◎			
4	廃酸	◎			◎
5	廃アルカリ	◎			◎
6	廃プラスチック類	◎	○	◎	
7	紙くず	◎			
8	木くず	◎			
9	繊維くず	◎			
10	動植物性残さ				
11	動物系固形不要物				
12	ゴムくず	◎			
13	金属くず	◎		◎	
14	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	◎	○	◎	
15	鉱さい				
16	がれき類	◎	○		
17	動物のふん尿				
18	動物の死体				
19	ばいじん				
20	政令第13号廃棄物				
水銀使用製品産業廃棄物の網掛けになっている品目の取扱いがある場合には、具体的な製品名を記載してください。					

注1) 申請に係る取り扱う産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」の欄に○印を付けてください。

注2) 変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎印を付けてください。

注3) 申請に係る産業廃棄物の種類のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、該当箇所に○印を付けてください。

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
かながわかんきょう 神奈川環境株式会社	神奈川県横浜市中区日本大通 1 番地	
法定代理人(申請者が法第14条第 5 項第 2 号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
役員 (法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名・呼 称	住 所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名・呼 称	住 所
よこはま たろう 横浜 太郎	S16.1.1	韓国
きん たろう 金 太郎	代表取締役	神奈川県横浜市中区港町〇〇
きむ たろう KIM TARO		
かわさき じろう 川崎 次郎	S17.3.3	神奈川県川崎市川崎区富士見◇◇
	取締役	神奈川県川崎市川崎区宮本町◆◆
よこすか さぶろう 横須賀 参郎	S18.5.5	神奈川県横須賀市小川町□□
	取締役	神奈川県横須賀市日の出町■■■
あつぎ しろ 厚木 志郎	S19.7.7	神奈川県厚木市中町△△
	監査役	神奈川県厚木市水引▲▲

役員に在日外国人を含む場合、氏名欄には本名（複数ある場合には全て）及び通称を併記し、ふりがなもそれぞれ記載してください。

必ず住民票に記載してあるとおりに記載してください。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	100,000 株		出資の額	300万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資 の金額	本	籍
		割 合	住	所
くにたち 国立株式会社		10,000株		
		10%	東京都千代田区霞が関△△	
こうせい ひ ふ み 厚生 一二三	S2.2.2	6,000株	東京都千代田区神田佐久間町◆◆	
		6%	東京都千代田区霞が関▲▲	

申請者が法人である場合で、株主又は政令使用人に在日外国人を含む場合、氏名欄には本名(複数ある場合には全て)及び通称を併記し、ふりがなもそれぞれ記載してください。

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	主 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所
しろやま じろう 城山 二郎	S20.9.9	神奈川県相模原市中央区中央▲▲▲	
	津久井支店長	神奈川県相模原市緑区城山××	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。）

申請書（第1面～第3面）記載例

（新規許可申請・更新許可申請共通）

(第1面)

申請窓口で記入するか、あらかじめ申請日を記入しておいてください。 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書 令和5年9月1日 神奈川県知事 殿 申請者 〒231-8588 住 所 神奈川県横浜市中区日本大通1番地 氏 名 神奈川県環境株式会社 代表取締役 横浜 太郎 電話番号 045-210-1111 ファクシミリ 045-210-1111 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	詳細は別表のとおり。 積替・保管なし
事務所及び事業場の所在地	事務所 神奈川県横浜市中区日本大通1番地 電話番号 045-210-1111
	事業場 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	事業計画書のとおり (収集運搬車両合計 2台、運搬容器 <u>有</u> ・無)
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
※ 事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)

別表 1 特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く）における事業の範囲

No	種 類	取扱い の有無
1	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）	○
2	廃酸（pH2.0 以下のもの）	○
3	廃アルカリ（pH12.5 以上のもの）	○
4	感染性産業廃棄物	○
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃水銀等	
	鉍さい ＊ 1	
	廃石綿等	○
	ばいじん ＊ 1	
	燃え殻 ＊ 1	
	廃油 ＊ 1	○
	汚泥 ＊ 1	○
	廃酸 ＊ 1	○
	廃アルカリ ＊ 1	○
	廃ポリ塩化ビフェニル等 ＊ 2	
	廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度 P C B 汚染廃油） ＊ 2	
	ポリ塩化ビフェニル汚染物 ＊ 2	
	低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物 ＊ 2	
	ポリ塩化ビフェニル処理物 ＊ 2	
	低濃度ポリ塩化ビフェニル処理物 ＊ 2	

＊ 1 申請する金属等の詳細は別表 2 のとおり。

＊ 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の許可申請をする場合で、濃度限定がない許可を申請する場合は低濃度許可も含めて○を付け、低濃度限定の許可を申請する場合は低濃度許可のみ○を付けてください。

（注 1）申請に係る取り扱う特別管理産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」の欄に○印を付けてください。

（注 2）変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎印を付けてください。

別表 2 金属等を含む特定有害産業廃棄物

の種類の種類 金属等の名称	廃棄物 鉛 ばいじん 燃え殻 廃油 汚泥 廃酸 廃アルカリ
水銀又はその化合物	
カドミウム又はその化合物	
鉛又はその化合物	
有機燐化合物	
六価クロム化合物	
砒素又はその化合物	
シアン化合物	
P C B	
トリクロロエチレン	○
テトラクロロエチレン	○
ジクロロメタン	○
四塩化炭素	
1， 2－ジクロロエタン	
1， 1－ジクロロエチレン	
シス－ 1， 2－ジクロロエチレン	
1， 1， 1－トリクロロエタン	
1， 1， 2－トリクロロエタン	
1， 3－ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン又はその化合物	
1， 4－ジオキサン	
ダイオキシン類	

(注 1) 申請に係る金属等の項目に○を付けてください。

(注 2) 変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎を付けてください。

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	横浜市	05600XXXXXX
	相模原市	令和5年8月1日申請
	東京都	1300XXXXXX
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
かながわかんきょう 神奈川環境株式会社	神奈川県横浜市中区日本大通1番地	
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
役員 (法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名・呼 称	住 所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名・呼 称	住 所
よこはま たろう 横浜 太郎	S16.1.1	韓国
きん たろう 金 太郎	代表取締役	神奈川県横浜市中区港町〇〇
かわさき じろう 川崎 次郎	S17.3.3	神奈川県川崎市川崎区富士見◇◇
	取締役	神奈川県川崎市川崎区宮本町◆◆
よこすか さぶろう 横須賀 参郎	S18.5.5	神奈川県横須賀市小川町□□
	取締役	神奈川県横須賀市日の出町■ ■
あつぎ しろう 厚木 志郎	S19.7.7	神奈川県厚木市中町△△
	監査役	神奈川県厚木市水引▲▲

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	100,000 株		出資の額	300万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資 の金額	本	籍
		割 合	住	所
くにたち 国立株式会社		10,000株		
		10%	東京都千代田区霞が関△△	
こうせい ひ ふ み 厚生 一二三	S2.2.2	6,000株	東京都千代田区神田佐久間町◆◆	
		6%	東京都千代田区霞が関▲▲	

株主又は政令使用人に在日外国人を含む場合、氏名欄には本名(複数ある場合には全て)及び通称を併記し、ふりがなもそれぞれ記載してください。

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所
しろやま じろう 城山 二郎	S20.9.9	神奈川県相模原市中央区中央▲▲	
	津久井支店長	神奈川県相模原市緑区城山××	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。）

申請書（第1面～第3面）記載例

（変更許可申請）

(第1面)

申請窓口で記入するか、あらかじめ申請日を記入しておいてください。

特別管理産業廃棄物処理業の
事業範囲変更許可申請書

令和5年9月1日

神奈川県知事 殿

(例)品目に「廃石綿等」を追加。

申請者 〒231-8588
住 所 神奈川県横浜市中区日本大通1番地
氏 名 神奈川環境株式会社
代表取締役 横浜 太郎
電話番号 045-210-1111
ファクシミリ 045-210-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物
収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成30年11月1日 第 01450123456 号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあっては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	詳細は別表のとおり。 積替・保管なし
変更の内容	品目の追加：廃石綿等
変更理由	排出事業者から要望があったため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	アスベスト用二重袋 10枚
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※事務処理欄	

変更許可申請に伴い追加した車両や容器の種類と数量を記載してください。
従前と変わりがなければ空欄で構いません。

別表 1 特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く）における事業の範囲

No	種 類	取扱い の有無
1	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）	◎
2	廃酸（pH2.0 以下のもの）	◎
3	廃アルカリ（pH12.5 以上のもの）	◎
4	感染性産業廃棄物	◎
特定 有害 産業 廃棄 物	廃水銀等	
	鉍さい ＊ 1	
	廃石綿等	○
	ばいじん ＊ 1	
	燃え殻 ＊ 1	
	廃油 ＊ 1	◎
	汚泥 ＊ 1	◎
	廃酸 ＊ 1	◎
	廃アルカリ ＊ 1	◎
	廃ポリ塩化ビフェニル等 ＊ 2	
	廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度 P C B 汚染廃油） ＊ 2	
	ポリ塩化ビフェニル汚染物 ＊ 2	
	低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物 ＊ 2	
	ポリ塩化ビフェニル処理物 ＊ 2	
	低濃度ポリ塩化ビフェニル処理物 ＊ 2	

＊ 1 申請する金属等の詳細は別表 2 のとおり。

＊ 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の許可申請をする場合で、濃度限定がない許可を申請する場合は低濃度許可も含めて○を付け、低濃度限定の許可を申請する場合は低濃度許可のみ○を付けてください。

（注 1）申請に係る取り扱う特別管理産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」の欄に○印を付けてください。

（注 2）変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎印を付けてください。

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
かながわかんきょう 神奈川環境株式会社	神奈川県横浜市中区日本大通1番地	
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役 職 名・呼 称	本 籍 住 所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役 職 名・呼 称	本 籍 住 所
よこはま たろう 横浜 太郎	S16.1.1	韓国
きん たろう 金 太郎	代表取締役	神奈川県横浜市中区港町〇〇
きく たろう KIK TARO	S17.3.3	神奈川県川崎市川崎区富士見◇◇
かわさき じろう 川崎 次郎	取締役	神奈川県川崎市川崎区宮本町◆◆
よこすか さぶろう 横須賀 参郎	S18.5.5	神奈川県横須賀市小川町□□
	取締役	神奈川県横須賀市日の出町■■■
あつぎ しろう 厚木 志郎	S19.7.7	神奈川県厚木市中町△△
	監査役	神奈川県厚木市水引▲▲

役員に在日外国人を含む場合、氏名欄には本名(複数ある場合には全て)及び通称を併記し、ふりがなもそれぞれ記載してください。

必ず住民票に記載してあるとおりに記載してください。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	100,000 株		出資の額	300万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資 の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
くにたち 国立株式会社		10,000株		
		10%	東京都千代田区霞が関△△	
こうせい ひ ふ み 厚生 一二三	S2.2.2	6,000株	東京都千代田区神田佐久間町◆◆	
		6%	東京都千代田区霞が関▲▲	

株主又は政令使用人に在日外国人を含む場合、氏名欄
には本名(複数ある場合には全て)及び通称を併記し、
ふりがなもそれぞれ記載してください。

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
しろやま じろう 城山 二郎	S20.9.9	神奈川県相模原市中央区中央▲▲
	津久井支店長	神奈川県相模原市緑区城山××

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。）

事業計画書（第1面～第10面）記載例

新規許可申請	}	共通
更新許可申請		
変更許可申請		

事業計画の概要

変更許可申請の場合は、下線を付すなど、変更部分を明示してください。

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

① 事業の概要

- ・主に、神奈川県内の建設現場から出る建設系廃棄物を収集し排出事業者が指定する中間処理場又は最終処分場に運搬する。
- ・主に、〇〇工場から出る汚泥を収集し、最終処分場に運搬する。

② 営業範囲

- ・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

営業範囲を忘れずに記載してください。
なお、営業範囲が広範囲にわたる場合は、「〇〇地方」、「東日本全域」等、おおよそのエリアを記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の名称及び所在地	横替え又は保管を行う場合には横替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く)	〇t/月	固形	〇〇(株) 神奈川県内建設現場	なし	(株)〇〇〇〇 東京都〇〇〇
2	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を除く)	〇t/月	固形	同上	なし	同上
3	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く)	〇t/月	固形	同上		
4	石綿含有産業廃棄物 (汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類)	〇t/月	泥状 固形	〇〇(株) 神奈川県内建設現場	なし	(株)〇〇 東京都〇〇〇
5	汚泥 (石綿含有産業廃棄物を除く)	〇t/月	泥状	〇〇(株) 神奈川県内建設現場	なし	(株)〇〇 東京都〇〇〇
6	廃油、廃酸、廃アルカリ	未定	液状	神奈川県内化学工場	なし	未定
7	金属くず	未定	固形	〇〇(株) 神奈川県〇〇〇		
8	水銀含有ばいじん等 (廃酸、廃アルカリ)	〇t/月	液状	〇〇〇〇(株) 東京都〇〇〇	なし	(株)〇〇〇 神奈川県〇〇〇
9	水銀使用製品産業廃棄物 (蛍光管)	〇t/月	固形	〇〇(株) 神奈川県〇〇〇	なし	〇〇〇(株) 埼玉県〇〇〇
備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の						

石綿含有産業廃棄物を事業範囲に含む場合は、石綿含有産業廃棄物を除く場合と含む場合を分けて記載してください。

石綿含有産業廃棄物の汚泥は、性状を「泥状」としてください。
汚泥以外の品目が含まれる場合、性状欄は「泥状、固形」となります。

排出事業場、予定運搬先が同一である場合には、1つの行に複数の (特別管理) 産業廃棄物の種類を記載しても構いません。

記載事項のうち、申請日現在において未定等の理由から、記載が困難な箇所がある場合は、該当箇所に「未定」と記載してください。

水銀使用製品産業廃棄物については、廃棄物の種類に代えて製品名を記載してください。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	それぞれ、「自動車検査証（船舶の場合は、船舶検査証書）」に記載されているとおり記入してください。	
1	脱着装置付コンテナ専用車	横浜 100 あ 1234	3,800	神奈川環境(株)	
2	キャブオーバ	川崎 100 い 2345	8,000	神奈川環境(株)	
3	タンク車	相模 800 う 3456	5,000	神奈川環境(株)	
4	ダンプ	湘南 400 え 4567	3,000	神奈川環境(株)	
5	貨物船	第一神奈川金太郎丸 5678	2,310	神奈川環境(株)	
6		運搬施設に船舶を含む場合は、船名及び登録（又は識別）番号を記載してください。			
7					
8					

事務所の所在地

神奈川県横浜市中区日本大通 1 番地

駐車場の所在地

同上

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器を使用する場合に記入してください。

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考
オープンドラム缶	汚泥、水銀含有ばいじん等	200 リットル	鉄製
クローズドラム缶	廃油	200 リットル	鉄製
ケミカルドラム缶	廃酸、廃アルカリ	200 リットル	外装：鉄製 内装：ポリエチレン製
蛍光灯専用プラスチックダンボールケース	水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯）	10kg	ポリプロピレン製
フレコンバッグ	石綿含有産業廃棄物（汚泥以外）	1 m ³	ポリプロピレン製
プラスチック二重袋	石綿含有産業廃棄物（汚泥）	1 m ³	ポリプロピレン製

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

①脱着装置付コンテナ専用車、ダンプ

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類

②キャブオーバ

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、水銀含有ばいじん等、石綿含有産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類）

③バン

水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管）

④タンク車

廃油、汚泥

⑤貨物船

事業計画書第1面に記載するすべての品目

取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類に適した車両を選択してください。次のような用途は認められません。

例1）土砂禁止車両でがれき類を運搬する（過積載の危険があるため）。

例2）塵芥車でがれき類、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を運搬する。

例3）脱水されていない汚泥について、水密仕様でないダンプに直積みする。

(2) 収集運搬業務を行う時間

月～土曜日までの8:30～17:15（休憩 1時間）

また、搬入先である処分場又は積替保管施設に指示された時間に従う。

収集運搬業務を行う時間や休業日が不定である場合は、その旨を記載の上、記載できる範囲で記載してください。

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

同一の従業員が複数の業務を兼務している場合は、主たる業務に計上してください。

例）役員と運転手を兼務→役員に計上

従業員数の内訳

いつ時点の情報か確認したいので、日付を記載してください。

令和5年9月1日現在

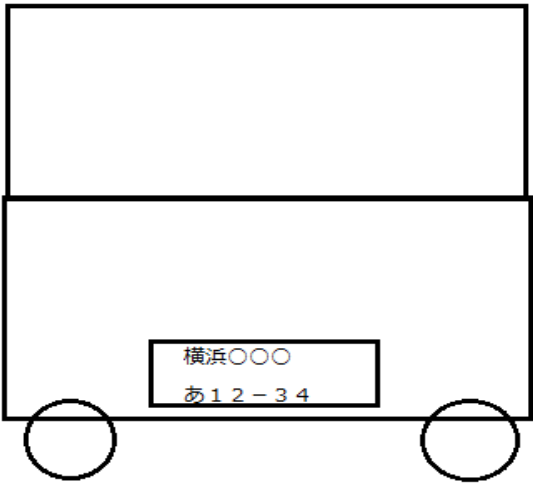
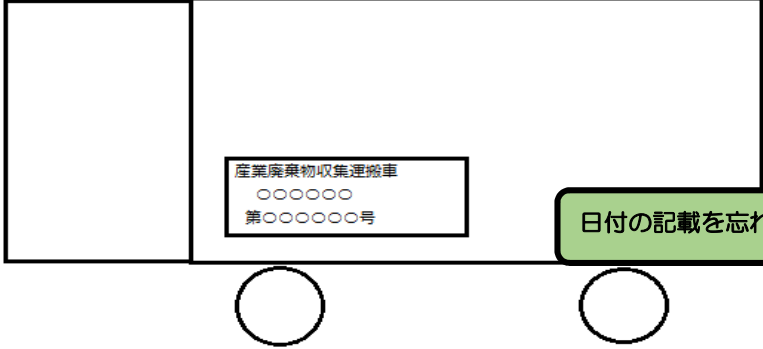
申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4 人	1 人	0 人	1 人	5 人	3 人	0 人	14 人

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

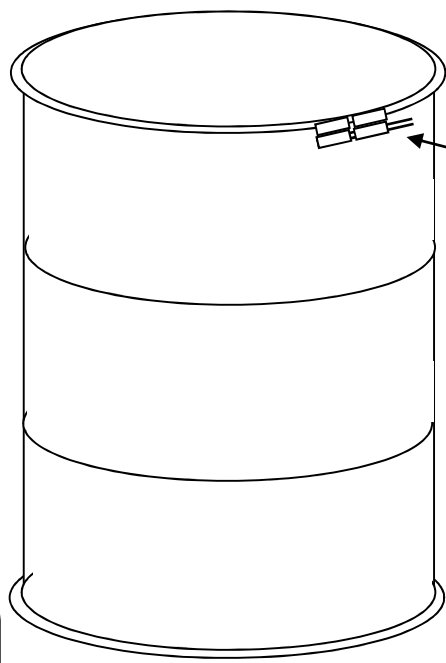
(1) 運搬に際し講ずる措置

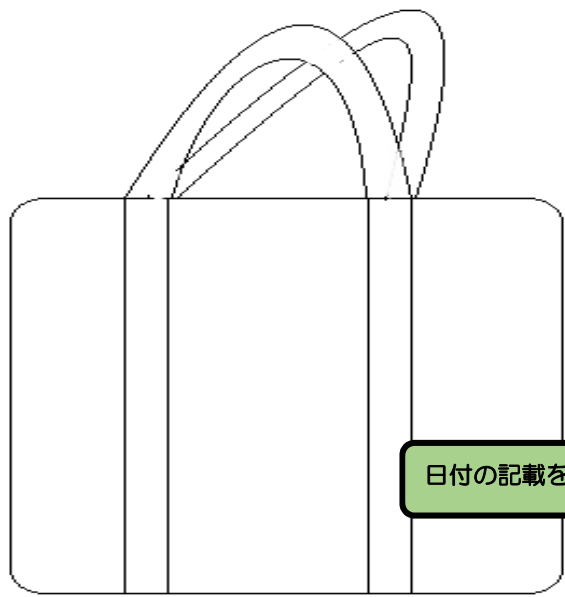
- 飛散流出防止のため車両の荷台にはシート掛けを行う。
- 運搬容器は上蓋を確実に閉止するとともに、車両に積載する際はロープ等で固定し、転倒を防止する。
- 石綿含有産業廃棄物(汚泥以外)は他の廃棄物と混ざらないようにフレコンバッグに入れて運搬する。
- 石綿含有産業廃棄物(汚泥)は他の廃棄物と混ざらないように耐水性プラスチック二重袋に入れて運搬する。
- 石綿含有産業廃棄物(汚泥)は、排出事業者が排出時に耐水性プラスチック二重袋に封入した状態のものを運搬する。
- 石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらないように、荷台に仕切りを設けて運搬する。また、その際は変形又は破断しないように整然と積み込み、荷台にシート掛けを行う。
- 水銀含有ばいじん等は、オープンドラム缶に入れ、ガスケット付きの上蓋を確実に締め付けることにより揮発による漏出を防止する。
- 水銀使用製品産業廃棄物(蛍光管)は、他の物と区分し、蛍光管専用プラスチックダンボールケースに入れて運搬する。また、破損防止のために緩衝材を空隙に入れる等必要な措置を講じる。
- 収集運搬時は安全運転及び騒音、振動、ほこり等の発生防止に努め、過積載は行わない。

運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	横浜 100 あ 1234		
前面写真	写真の方向等について図示するのが望ましい。 注意事項 ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 運搬車両がトレーラの場合、「前面写真」欄には後方からの写真を添付してください。 		
	側面写真	注意事項 ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。 含水汚泥を水密仕様の車両に積載する場合、パッキン等水密機構が分かる写真（任意様式）を別途提出してください。  日付の記載を忘れずにお願いします。 撮影 令和5年7月1日	

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	オープンドラム缶	用途	事業計画書第2面のとおり
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。  閉め具が確認できるように 実際に使用する（している）容器を撮影してください。（インターネットやカタログ等からの転用はしないでください。） 撮影 令和5年7月1日			

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	事業計画書第2面のとおり
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。  日付の記載を忘れずにお願いします。 撮影 令和5年7月1日			

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法															
内 訳	金 額 (千円)														
事業の開始に要する資金の総額	81														
土地	既に運搬施設（収集運搬車両、運搬容器、駐車場等）を有しており、事業開始に当たり新たな資金調達の必要がない場合には、これらの欄は空欄で差し支えありません。														
事務所															
収集運搬車両															
積替保管施設															
申請手数料	81														
調 達 方 法	自己資金	81													
	借入金														
	(借入先名)	【申請手数料】 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>産業廃棄物</th> <th>特別管理産業廃棄物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規</td> <td colspan="2">81</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>73</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>変更</td> <td>71</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table>			産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	新規	81		更新	73	74	変更	71	72
				産業廃棄物	特別管理産業廃棄物										
	新規			81											
	更新			73	74										
	変更	71	72												
その他	借入先の金融機関名については、必ずしも記載する必要はありません。														
増資															
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること															

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)

令和5年9月1日現在

資産の種別	内 容	数 量	価 格、金 額 (千円)
現金預金	定期預金		3,000
有価証券	株式	1,000株	
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地	自宅宅地 駐車場土地	110m ²	20,000
建 物	自宅	1棟	12,000
備 品			
車 両	ダンプ	1台	3,000
そ の 他			
資 産 計			38,000
負債の種別	内 容	数 量	価 格、金 額 (千円)
長期借入金			19,000
短期借入金			500
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			19,500

数値は概算値で構いませんので、記載できる範囲で記載してください。

借入先の金融機関名については、必ずしも記載する必要はありません。

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和5年9月1日

神奈川県知事 様

申請窓口で記入するか、あらかじめ
申請日を記入しておいてください。

申請者

住所 神奈川県横浜市中区日本大通1番地

氏名 神奈川環境株式会社
代表取締役 横浜 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

法人の場合は、法人名と代表者の
役職、氏名を記入してください。

特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。）
事業計画書（第1、2、4、5面）記載例

新規許可申請	}	共通
更新許可申請		
変更許可申請		

※第6面～第10面については、産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。）の記載例（P81～85）をご参照ください。

積替・保管なしの申請では、第3面は提出不要となりました。

事業計画の概要

変更許可申請の場合は、下線を付すなど、変更部分を明示してください。

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

① 事業の概要

- ・主に、神奈川県内の病院から出る感染性産業廃棄物を収集し排出事業者が指定する中間処理場に運搬する。
- ・主に、〇〇工場から出る揮発性廃油を収集し、排出事業者が指定する積替保管施設に運搬する。

② 営業範囲

- ・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、北海道

営業範囲を記載してください。

なお、営業範囲が広範囲にわたる場合は、「〇〇地方」、「東日本全域」等、おおよそのエリアを記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	場合によっては積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）	〇t/月	液状	〇〇(株) 〇〇工場 神奈川県〇〇〇	なし	(株)〇〇〇〇 東京都〇〇〇
2	廃酸（pH2.0以下のもの）	〇t/月	液状	(株)〇〇 埼玉県〇〇〇	なし	〇〇〇〇(株) 神奈川県〇〇〇
3	廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	〇t/月	液状			
4	廃油（特定有害産業廃棄物）	〇t/月	液状	〇〇(株) 〇〇工場 埼玉県〇〇〇	なし	(株)〇〇 〇〇処分場 東京都〇〇〇
5	廃酸、廃アルカリ（特定有害産業廃棄物）	未定	液状	未定		
6	污泥（特定有害産業廃棄物）	未定	泥状	未定	なし	未定
7	感染性産業廃棄物	〇t/月	固形	〇〇病院 神奈川県〇〇〇	なし	(株)〇〇〇〇 千葉県〇〇〇
8	廃石綿等	〇t/月	固形	(株)〇〇〇	なし	(株)〇〇〇
9						

揮発性廃油、強酸、強アルカリについては、特定有害産業廃棄物と分けて記載してください。

記載事項のうち、申請日現在において未定等の理由から、記載が困難な箇所がある場合は、該当箇所に「未定」と記載して差し支えありません。

排出事業場、予定運搬先が同一である場合には、1つの行に複数の（特別管理）産業廃棄物の種類を記載しても構いません。

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

（日本産業規格 A列4番）

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大重量 (kg)		
1	キャブオーバ	横浜 100 あ 1234	8,000	神奈川環境(株)	
2	ダンプ	川崎 100 い 2345	3,000	神奈川環境(株)	
3	冷蔵冷凍車	相模 800 う 3456	2,000	神奈川環境(株)	
4	貨物船	第一神奈川金太郎丸 5678	2,310	神奈川環境(株)	
5					
6					
7					
8					
9					
10					

それぞれ、「自動車検査証（船舶の場合は、船舶検査証書）」に記載されているとおり記入してください。

運搬施設に船舶を含む場合は、船名及び登録（又は識別）番号を記載してください。

事務所の所在地

神奈川県横浜市中区日本大通 1 番地

駐車場の所在地

同上

(2) その他の運搬施設の概要

備考欄には材質等の補足事項を記載してください。

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考
オープンドラム缶	汚泥（特定有害産業廃棄物）	200 リットル	鉄製
クローズドラム缶	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類、特定有害産業廃棄物）	200 リットル	鉄製
ケミカルドラム缶	廃酸（pH2.0 以下のもの、特定有害産業廃棄物）、廃アルカリ（pH12.5 以上のもの、特定有害産業廃棄物）	200 リットル	外装：鉄製 内装：ポリエチレン製
メディカルペール	感染性産業廃棄物	40 リットル	ポリエチレン製
アスベスト用二重袋	廃石綿等	100 リットル	ポリエチレン製

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

①ダンプ、キャブオーバ

廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）、廃油（特定有害産業廃棄物）、廃酸（pH2.0以下のもの）、廃酸（特定有害産業廃棄物）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの）、廃アルカリ（特定有害産業廃棄物）、汚泥（特定有害産業廃棄物）、廃石綿等

②冷蔵冷凍車

感染性産業廃棄物

③貨物船

感染性産業廃棄物を除く事業計画書第1面に記載するすべての品目

取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類に適した車両を選択してください。次のような用途は認められません。

例）感染性産業廃棄物を、保冷設備がないバンで運搬する。

(2) 収集運搬業務を行う時間

月～土曜日までの8:30～17:15（休憩 1時間）

また、搬入先である処分場又は積替保管施設に指示された時間に従う。

収集運搬業務を行う時間や休業日が不定である場合は、その旨を記載の上、記載できる範囲で記載してください。

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

同一の従業員が複数の業務を兼務している場合は、主たる業務に計上してください。

例）役員と運転手を兼務→役員に計上

従業員数の内訳

いつ時点の情報か確認したいので、日付を記載してください。

令和5年9月1日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4 人	1 人	0 人	1 人	5 人	3 人	0 人	14 人

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・特別管理産業廃棄物を収集運搬する際は、他の物と区分し、損傷しにくい密閉容器に入れる。
- ・運搬容器は上蓋を確実に閉止するとともに、車両に積載する際はロープ等で固定し、転倒を防止する。
- ・感染性産業廃棄物は、バイオハザードマークが付されたメディカルペールに入れ、冷蔵冷凍車に積載することで、感染源の増殖・腐敗・悪臭発生の防止に努める。
- ・廃石綿等は、十分な強度を有するアスベスト用二重袋に入れ、荷台にシート掛けをして運搬する。
- ・収集運搬時は安全運転に努め、騒音、振動、ほこり等の発生防止に努め、過積載は行わない。

- 産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。）
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。）

参考様式記載例

新規許可申請	} 共通
更新許可申請	
変更許可申請	

(参考様式)

政令使用人に係る証明書

令和5年9月1日

神奈川県知事 殿

次の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に規定される使用人であることを証明します。

氏 名 城山 二郎

本 籍 地 神奈川県相模原市中央区中央▲▲

住 所 神奈川県相模原市緑区城山××

生年月日 昭和20年9月9日

役 職 津久井支店長

所在地 神奈川県横浜市中区日本大通1番地

法人名 神奈川環境株式会社

代表者 代表取締役 横浜 太郎

産業廃棄物処理業

廃止・変更届出書様式

様式第十一号(規則第十条の十関係)

産業廃棄物処理業^{廃止}
変更^{届出書}

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

届出者 〒
住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
ファクシミリ

年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る

以下の事項について ^{廃止}
^{変更} したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において
準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は 変更した事項の内 容(規則第10条の10 第1項第2号に掲げ る事項を除く。)		
変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)		
(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふ り が な) 名 称		住 所
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
廃止又は変更の理由		
備考		
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日)以内に提出すること。		
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式のすべての例により作成した書面を添付すること。		

特別管理産業廃棄物処理業
廃止・変更届出書様式

[illegible]

96

- 産業廃棄物処理業
- 特別管理産業廃棄物処理業

変更届参考様式

(参考様式)

1 役員・株主等に関する新旧対照表

新			旧		
役職名	氏 名	備 考	役職名	氏 名	備 考

2 新たに就任した者の氏名・生年月日・役職・本籍・住所

(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

(注) 「役員・株主等に関する新旧対照表」は、役員や株主等の就任・継続・退任が分かるように全員について記載し、①法人の登記事項証明書（役員の変更、法人が新たに株主になった場合に必要。履歴事項全部証明書を添付）②新たに就任した者の住民票③誓約書を添付してください。

運搬車両（船舶）一覧表

(注1) 「自動車登録番号(船舶は船名及び登録(又は識別)番号)」欄は、自動車検査証(船舶検査証書)に記載されているとおり記入してください。

(注2) 「付帯設備」欄は、クレーン設備、保冷設備等がある場合に記入してください。なお、保冷設備の場合は、材質、厚さを併せて記入してください。

(注3) 「区分」欄は、新たに追加した車両は「新規」を、従前から使用している車両は「継続」を、使用しなくなった車両は「廃止」を○で囲ってください。

- 産業廃棄物処理業
 - 特別管理産業廃棄物処理業
- 変更届出書記載例

廃止届には許可証の原本
変更届には許可証の写し
の添付が必要です。

産業廃棄物処理業 **廃止** 届出書
変更

令和5年9月1日

神奈川県知事 殿

特別管理産業廃棄物処理業
の場合は、様式第十七号(規
則第十条の二十三関係)(P
96))を使用してください。

許可証に記載され
ている「許可の年月
日」の日付を記載し
てください。

許可証の右上に記
載されている神奈
川県の許可番号を
記載してください。

届出者 株式会社県央商事
住所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-3-1
氏名 代表取締役 神奈川 金太郎
電話番号 046-224-1111
ファクシ 046-225-5218

令和3年2月20日付け第01400000001号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る
以下の事項について **廃止** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において
変更 準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

神奈川県指令〇〇号 許可番号 01400000001
産業廃棄物収集運搬業許可証
住所 〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇
代表者氏名 〇〇 〇〇〇
廃棄物の処理及び〜(略)〜証する。
神奈川県知事 〇〇 〇〇
許可の年月日 令和3年2月20日
(初回許可年月日 平成28年2月20日)
許可の有効年月日 令和8年2月19日
~~~~~

| 新                                  | 旧              |
|------------------------------------|----------------|
| ①車両の変更(別紙のとおり)                     | ①車両の変更(別紙のとおり) |
| (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)            |                |
| に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更 |                |

車両の変更の場合は、参考様  
式(運搬車両(船舶)一覧表)  
に変更内容を記載してくださ

| (ふりがな) 名 称                                                                  |                        | 住 所        |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------|
|                                                                             |                        |            |
| (変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更 |                        |            |
| (ふりがな) 氏 名                                                                  | 生 年 月 日<br>役 職 名 ・ 呼 称 | 本 籍<br>住 所 |
| ②役員の変更<br>(別紙のとおり)                                                          |                        |            |
|                                                                             |                        |            |
|                                                                             |                        |            |

役員や株主等の変更の場合は、このように記載した上で、別紙の新  
旧対照表(参考様式)に変更内容を記載してください。

廃止又は変更の理由

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日)以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式のすべての例により作成した書面を添付すること。

- 産業廃棄物処理業
- 特別管理産業廃棄物処理業

## 変更届参考様式記載例

(参考様式)

役員変更の記載例

1 役員・株主等に関する新旧対照表

| 新     |         |     | 旧     |        |     |
|-------|---------|-----|-------|--------|-----|
| 役職名   | 氏 名     | 備 考 | 役職名   | 氏 名    | 備 考 |
| 代表取締役 | 神奈川 金太郎 | 就任  | 代表取締役 | 県央 太郎  | 退任  |
| 取締役   | 神奈川 春子  |     | 取締役   | 神奈川 春子 |     |
| 監査役   | 神奈川 花子  |     | 監査役   | 神奈川 花子 |     |
|       |         |     |       |        |     |
|       |         |     |       |        |     |
|       |         |     |       |        |     |
|       |         |     |       |        |     |
|       |         |     |       |        |     |
|       |         |     |       |        |     |
|       |         |     |       |        |     |
|       |         |     |       |        |     |

新旧ともに継続者を含め全員記入して下さい。

2 新たに就任した者の氏名・生年月日・役職・本籍・住所

| (ふ り が な)<br>氏 名      | 生 年 月 日        | 本 籍                      |
|-----------------------|----------------|--------------------------|
|                       | 役職名・呼称         | 住 所                      |
| かながわ きんたろう<br>神奈川 金太郎 | 平成 7 年 1 月 7 日 | 神奈川県横浜市〇〇区〇〇町一丁目 2 番 3 号 |
|                       | 代表取締役          | 神奈川県横浜市〇〇区〇〇町二丁目 3 番     |
|                       |                |                          |
|                       |                |                          |
|                       |                |                          |
|                       |                |                          |
|                       |                |                          |
|                       |                |                          |

(注) 「役員・株主等に関する新旧対照表」は、役員や株主等の就任・継続・退任が分かるように全員について記載し、①法人の登記事項証明書（役員の変更、法人が新たに株主になった場合に必要。履歴事項全部証明書を添付）②新たに就任した者の住民票③誓約書を添付してください。

(参考様式)

株主変更の記載例

1 役員・株主等に関する新旧対照表

| 新           |         |     | 旧           |        |     |
|-------------|---------|-----|-------------|--------|-----|
| 役職名         | 氏 名     | 備 考 | 役職名         | 氏 名    | 備 考 |
| 株主<br>(50%) | 神奈川 金太郎 | 就任  | 株主<br>(50%) | 県央 太郎  | 退任  |
| 株主<br>(30%) | 神奈川 春子  |     | 株主<br>(30%) | 神奈川 春子 |     |
| 株主<br>(20%) | 神奈川 花子  |     | 株主<br>(20%) | 神奈川 花子 |     |
|             |         |     |             |        |     |
|             |         |     |             |        |     |
|             |         |     |             |        |     |
|             |         |     |             |        |     |
|             |         |     |             |        |     |
|             |         |     |             |        |     |
|             |         |     |             |        |     |

新旧ともに、発行済株式総数の5%以上の株式を保有する者について継続者を含め全員記入して下さい。

2 新たに就任した者の氏名・生年月日・役職・本籍・住所

| (ふ り が な)<br>氏 名      | 生 年 月 日        | 本 籍                      |
|-----------------------|----------------|--------------------------|
|                       | 役職名・呼称         | 住 所                      |
| かながわ きんたろう<br>神奈川 金太郎 | 平成 7 年 1 月 7 日 | 神奈川県横浜市〇〇区〇〇町一丁目 2 番 3 号 |
|                       | 株主             | 神奈川県横浜市〇〇区〇〇町二丁目 3 番     |
|                       |                |                          |
|                       |                |                          |
|                       |                |                          |
|                       |                |                          |
|                       |                |                          |
|                       |                |                          |

(注) 「役員・株主等に関する新旧対照表」は、役員や株主等の就任・継続・退任が分かるように全員について記載し、①法人の登記事項証明書（役員の変更、法人が新たに株主になった場合に必要。履歴事項全部証明書を添付）②新たに就任した者の住民票③誓約書を添付してください。

(変更届用参考様式)

運搬車両 (船舶) 一覧表

車両の増減が分かるように、「新規」「継続」「廃止」の車両を全て記載してください。

| No. | 自動車登録番号<br>(船舶は船名及び登録 (又は識別) 番号) | 付 帯 設 備                             | 区 分          |
|-----|----------------------------------|-------------------------------------|--------------|
| 1   | 横浜 100 あ 1234                    |                                     | 新規 ・ 継続 ・ 廃止 |
| 2   | 横浜 100 い 2345                    |                                     | 新規 ・ 継続 ・ 廃止 |
| 3   | 横浜 100 う 3456                    |                                     | 新規 ・ 継続 ・ 廃止 |
| 4   | 川崎 800 あ 4567                    | 登録車両を把握するために、継続車両についても必ず全て記載してください。 | 新規 ・ 継続 ・ 廃止 |
| 5   | 川崎 800 い 5678                    |                                     | 新規 ・ 継続 ・ 廃止 |
| 6   | 川崎 400 あ 6789                    |                                     | 新規 ・ 継続 ・ 廃止 |
| 7   | 相模 400 い 7890                    |                                     | 新規 ・ 継続 ・ 廃止 |
| 8   | 相模 480 え 8901                    |                                     | 新規 ・ 継続 ・ 廃止 |
| 9   | 湘南 480 う 9012                    |                                     | 新規 ・ 継続 ・ 廃止 |
| 10  | 湘南 480 う 1234                    |                                     | 新規 ・ 継続 ・ 廃止 |
|     |                                  |                                     | 新規 ・ 継続 ・ 廃止 |
|     |                                  |                                     | 新規 ・ 継続 ・ 廃止 |
|     |                                  |                                     | 新規 ・ 継続 ・ 廃止 |
|     |                                  |                                     | 新規 ・ 継続 ・ 廃止 |
|     |                                  |                                     | 新規 ・ 継続 ・ 廃止 |
|     |                                  |                                     | 新規 ・ 継続 ・ 廃止 |
|     |                                  |                                     | 新規 ・ 継続 ・ 廃止 |
|     |                                  |                                     | 新規 ・ 継続 ・ 廃止 |
|     |                                  |                                     | 新規 ・ 継続 ・ 廃止 |
|     |                                  |                                     | 新規 ・ 継続 ・ 廃止 |

(注1) 「自動車登録番号 (船舶は船名及び登録 (又は識別) 番号)」欄は、自動車検査証 (船舶検査証書) に記載されているとおり記入してください。

(注2) 「付帯設備」欄は、クレーン設備、保冷設備等がある場合に記入してください。

なお、保冷設備の場合は、材質、厚さを併せて記入してください。

(注3) 「区分」欄は、新たに追加した車両は「新規」を、従前から使用している車両は「継続」を、使用しなくなった車両は「廃止」を○で囲ってください。

## 6 許可の申請方法について

### 【重要】

●令和7年度から、産業廃棄物処理業等の各種申請手続きの際に必要な手数料のお支払い方法が順次変更になります。スケジュール等の詳細については[こちら](#)を御確認下さい。

許可申請をする場合は各申請窓口へ事前にお問い合わせいただき、御予約もしくはお申込みをお願いします。（ただし、変更届についてはこの限りではありません。）

令和6年10月1日以降、郵便料金が変更になっております。許可証返送用に加え、郵送での副本返送を御希望の場合は10月1日以降の料金に対応した返信用封筒もしくはレターパックプラスを同封してください。

詳しくは日本郵便株式会社の[ホームページ](#)を御確認ください。

### （1）各窓口で許可申請をする場合

- 下記の申請窓口・問合せ先に記載されている各申請窓口にお問い合わせの上、申請の御予約をしてください。  
資源循環推進課へ申請する方は、[こちら](#)（PDF：54KB）を御確認ください。
- 優良認定の申請を更新許可申請と同時に行う方は、[こちら](#)も御確認ください。

### 【申請手数料の納付方法について】

#### ① 県収入証紙で納付する場合（購入済の場合のみ令和8年3月31日まで使用可能）

##### 【重要】

県収入証紙については、廃止になります。スケジュール等の詳細については[こちら](#)を御確認下さい。➡①

- 申請手数料分の県収入証紙を、申請書類に貼付してください。
- 申請書類への貼付方法については、[こちら](#)（PDF：183KB）を御確認ください。

#### ② 納付書（現金）で納付する場合

- 申請書類の確認後に窓口で交付する納付書により、最寄りの金融機関、コンビニ等での支払い後、領収印のある「納付済証」を申請書類に貼付してください。

#### ③ キャッシュレス決済で納付する場合（県央・湘南・県西地域県政地域総合センターのみ）

- 窓口で申請書類の確認後にお支払いとなります。（クレジットカードや二次元バーコード等）詳細は[こちら](#)をご確認ください。➡②

- 資源循環推進課及び横須賀三浦地域総合センターは令和7年秋頃までに開始（予定）

## （2）郵送で許可申請をする場合

下記の申請窓口・問合せ先に記載されている各申請窓口にお問い合わせの上、許可申請のお申込みをしてください。  
申請の混雑状況等により、副本の返送に、申請書類の到達から1週間程度のお時間をいただく場合がございます。

### 【申請手数料の納付方法について】

#### ①県収入証紙で納付する場合（購入済の場合のみ令和8年3月31日まで使用可能）

##### 上記（1）①記載の注意事項のほか、下記のとおり

- 郵送時の県収入証紙を利用した場合の注意事項はチェックリスト（PDF：100KB）に記載のとおりです。必ずチェックリストを御確認し、申請書類と一緒に送付してください。

#### ②e-kanagawaを利用して電子納付する場合

- e-kanagawaを利用した許可申請の流れについてはこちら（PDF：916KB）を御覧ください。➡ ③
  - e-kanagawaを利用した場合の注意事項はチェックリスト（PDF：118KB）に記載のとおりです。必ずチェックリストを御確認の上、申請書類と一緒に送付してください。➡ ④
  - e-kanagawaによる電子納付については、下表の各許可申請のリンクより操作してください。あわせてe-kanagawa電子申請・入力の手引き（PDF：341KB）も合わせて御確認ください。➡ ⑤
- なお、資源循環推進課のみe-kanagawaでの電子納付を令和7年3月17日より先行して開始しています。

| e-kanagawaによる電子納付申請リンク |               |                                  |
|------------------------|---------------|----------------------------------|
| 普通産業廃棄物                | 特別管理産業廃棄物     | e-kanagawa電子申請・入力の手引き（PDF：341KB） |
| 【新規許可申請】               | 【特別管理_新規許可申請】 |                                  |
| 【更新許可申請】               | 【特別管理_更新許可申請】 |                                  |
| 【変更許可申請】               | 【特別管理_変更許可申請】 |                                  |

#### ③納付書（現金）で納付する場合

- 納付書を利用した許可申請の流れについてはこちらを御確認ください。➡ ⑥
- 納付書を利用した場合の注意事項はチェックリストに記載のとおりです。必ずチェックリストを御確認の上、申請書類と一緒に送付してください。➡ ④
- 納付書送付依頼書はこちらからダウンロードできます。➡ ⑦

# ① 廃棄物処理業等の申請手数料の支払方法のお知らせ

廃棄物処理業等の各種申請手数料の支払について、県収入証紙の販売終了に伴い、令和7年度からコンビニ等での納付書払い等を新たに導入します。

## 神奈川県収入証紙の廃止（販売終了）について

- 神奈川県では、収入証紙の販売を令和7年9月末までに順次終了する予定です。
- なお、既に入力された収入証紙は、経過措置として、令和8年3月末（予定）までご利用いただけます。

## 新たな手数料支払方法について

- 収入証紙の販売終了に伴い、廃棄物処理業等の各種申請手数料について、令和7年度から順次、コンビニ等での納付書払いや窓口でのキャッシュレス決済が可能となります。
- 対象となる手数料は、後段の「申請手続一覧」にあるお手続分です。
- なお、申請窓口により導入時期が異なる場合があります、情報は随時更新します。

新たな支払方法と導入時期

| 支払方法                |                                         | 導入時期                                                           |
|---------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 納付書                 | 金融機関やコンビニエンスストア等にて納付書によりお支払い            | 令和7年4月1日                                                       |
| キャッシュレス決済           | 申請窓口にてクレジットカードや2次元バーコード等によりお支払い         | 申請窓口が県央、湘南及び県西地域県政総合センターであるもの：令和7年4月1日<br>上記以外：令和7年5月以降（予定）    |
| e-kanagawa電子申請／電子納付 | パソコンからe-kanagawa電子申請の後、キャッシュレス決済により電子納付 | 産業廃棄物収集運搬業許可（申請窓口が資源循環推進課であるものに限る。）：令和7年3月17日<br>上記以外：令和7年4月1日 |

（注意）原則として、令和7年4月以降は収入証紙によるお支払いはできなくなりますが、既に入力された収入証紙は令和8年3月末（予定）まではお支払いにご利用いただけます。

（注意）電子納付を選択されても、許可申請等の手続すべてが電子化されるものではないことを、あらかじめご了解ください。

# 申請手続きのキャッシュレス決済について

神奈川県では、各種申請手続の際に必要な手数料等のお支払いに、キャッシュレス決済を推進しています。  
身近な支払方法として、Suica、PASMOなどの交通系ICカードやクレジットカードなどがご利用になれます。



・[キャッシュレス決済が使えるようになります](#)（PDF：1,256KB）

## 新着情報

[キャッシュレス決済ができる手数料等について](#)

[県収入証紙に代わる手数料等のお支払方法について](#)

[キャッシュレス決済への移行について](#)

[窓口申請の場合](#)

[電子申請の場合](#)

[県収入証紙の販売・利用終了について](#)

[県収入証紙の還付（払戻し）について](#)

[キャッシュレス決済等を導入する手数料等の一覧](#)

[キャッシュレス決済の導入時期について](#)

[よくあるお問い合わせ](#)

## 新着情報

令和6年10月1日

- 令和6年10月1日から、「建築計画概要等の写しの交付手数料」及び「台帳記載事項証明書交付手数料」について、キャッシュレス決済を始めました。

[よくみらい](#)

[パスポート](#)

[人事異動](#)

[公立学校給食について](#)

[新型コロナウイルスの過ごし方](#)

[令和7年度県分）に](#)

[県の広](#)

[神奈川県](#)

[かな](#)

- 234手数料について、電子申請や窓口キャッシュレスを導入しています。  
詳細については、「[キャッシュレス決済等を導入する手数料等の一覧（PDF：641KB）](#)」をご確認ください。

## キャッシュレス決済ができる手数料等について

お支払方法は使用料・手数料（以下、「手数料等」と言います）によって異なります。

- 神奈川県収入証紙（以下、「県収入証紙」と言います）でお支払いいただいている手数料等は「[県収入証紙に代わる手数料等のお支払方法について](#)」をご覧ください。
- 現金でお支払いいただいている手数料等は「[キャッシュレス化の推進に向けた取組](#)」をご覧ください。

## 県収入証紙に代わる手数料等のお支払方法について

### キャッシュレス決済への移行について

県収入証紙を利用いただいている運転免許の更新やパスポートの取得等の各種行政手続きの手数料等のお支払方法については、順次、キャッシュレス決済へ移行していきます。

○ 県の収入証紙



### 窓口申請の場合

- 申請窓口において、キャッシュレス決済でお支払いいただけます。
- 支払方法についてご不明な点は「[申請窓口（PDF：641KB）](#)」をご確認の上、お問い合わせください。

| 支払方法       | 主な決済ブランド                                                               |
|------------|------------------------------------------------------------------------|
| クレジットカード   | VISA、MasterCard、JCB、AmericanExpress、DinersClub、DISCOVER                |
| 2次元バーコード決済 | PayPay、auPAY、d払い、メルペイ                                                  |
| 電子マネー      | 交通系IC（Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、nimoca、SUGOCA、はやかけん、Kitaca）、楽天Edy |

※決済ブランドは、申請窓口によって異なる場合があります。

### キャッシュレス決済以外のお支払方法

県収入証紙利用終了後は、納付書により金融機関や[コンビニエンスストア](#)、[一部のスーパーやドラッグストア](#)などでお支払いいただけるようにする予定です。

なお、お支払い後は納付済証（納付書の一番右端のもの）を持って、再度、申請窓口へ来庁していただく必要があります。

### 電子申請の場合

- 自宅のパソコンやスマートフォンからキャッシュレス決済でお支払いいただくことができます。[e-kanagawa電子申請／電子納付](#)のホームページをご覧ください。
- 国などの他の電子申請サービスを使用する手続もありますので、ご不明な点は「[申請窓口（PDF：641KB）](#)」をご確認の上、お問い合わせください。

| 支払方法 | 主な決済ブランド |
|------|----------|
|------|----------|

|            |                                                       |
|------------|-------------------------------------------------------|
| クレジット決済    | VISA、MasterCard、JCB、AmericanExpress、DinersClub        |
| 2次元バーコード決済 | PayPay、メルペイ                                           |
| キャリア決済     | d払い、auかんたん決済、ソフトバンクまとめて支払い                            |
| 電子マネー      | モバイルSuica、楽天Edy、ApplePay                              |
| Pay-easy決済 | ※「Pay-easy」という決済サービスを使用して、インターネットバンキング等によりお支払いいただけます。 |

## 県収入証紙の販売・利用終了について

|                  |                                                                                                                                      |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 県収入証紙の<br>販売終了予定 | <p>順次、販売を終了していくため、販売所によって終了時期は異なります。</p> <p>販売所の最新情報につきましては、「<a href="#">神奈川県収入証紙販売所のご案内</a>」をご覧ください。</p> <p>最終終了予定時期は令和7年9月末です。</p> |
| 県収入証紙の<br>利用終了予定 | <p>令和8年3月末（令和8年4月以降、県収入証紙は利用できません）</p>                                                                                               |

## 県収入証紙の還付（払戻し）について

購入した県収入証紙で未使用のものについては、[払戻しの説明](#)についてのページをご確認ください。

## 今後のスケジュール

県収入証紙でお支払いいただいている手数料等について、キャッシュレス決済を推進し、県収入証紙制度を廃止します。

|           |    | 令和6年度              |    | 令和7年度 |    | 令和8年度 |    |
|-----------|----|--------------------|----|-------|----|-------|----|
|           |    | 上期                 | 下期 | 上期    | 下期 | 上期    | 下期 |
| キャッシュレス決済 |    | 順次、利用開始            |    |       |    |       |    |
| 収入証紙      | 購入 | 購入期限<br>令和7年9月末まで  |    |       |    |       |    |
|           | 利用 | 利用期限<br>令和8年3月末まで※ |    |       |    |       |    |

※建築計画概要等の写しの交付手数料及び台帳記載事項証明書交付手数料の収入証紙の利用期限は、令和7年9月末までとなりますので、ご注意ください。

## キャッシュレス決済等を導入する手数料等の一覧

これまで県収入証紙でお支払いいただいていた手数料等の一覧は次のとおりです。

〇一覧

[一覧（PDF：641KB）](#)

〇五十音順

[あ行（PDF：282KB）](#) [か行（PDF：339KB）](#) [さ行（PDF：294KB）](#) [た行（PDF：302KB）](#)  
[な行（PDF：360KB）](#) [は行（PDF：280KB）](#) [や行（PDF：279KB）](#) [ら行（PDF：278KB）](#)

## キャッシュレス決済の導入時期について

- 運転免許を更新するときのお支払い

|          |         |
|----------|---------|
| 各警察署     | 令和7年3月～ |
| 運転免許センター | 令和7年8月～ |

各警察署と運転免許センター（二俣川）でキャッシュレス決済の導入時期が異なります。

詳しくは、神奈川県警察本部ホームページ「[警察手数料のキャッシュレス化について](#)」をご確認ください。

- パスポートを取得するときのお支払い

|                  |          |
|------------------|----------|
| 各申請窓口（小田原出張所を除く） | 令和7年10月～ |
| 小田原出張所           | 令和7年4月～  |

※別途、国の収入印紙が必要になります。

小田原出張所を除く各申請窓口と小田原出張所でキャッシュレス決済の導入時期が異なります。

詳しくは、神奈川県ホームページ「[一般旅券発給等申請手数料の納付方法の変更について](#)」をご確認ください。

- その他の手数料のお支払い

手数料によって、キャッシュレス決済の導入時期が異なります。

詳しくは「[キャッシュレス決済等を導入する手数料の一覧](#)」をご覧ください。

## よくあるお問い合わせ

- [キャッシュレス決済に関するQ&A](#)
- [県収入証紙に関するQ&A](#)

### このページに関するお問い合わせ先

#### 会計局 会計課

[会計局会計課へのお問い合わせフォーム](#)

決算国費グループ

電話：045-210-6770（直通）

このページの所管所属は[会計局 会計課](#)です。

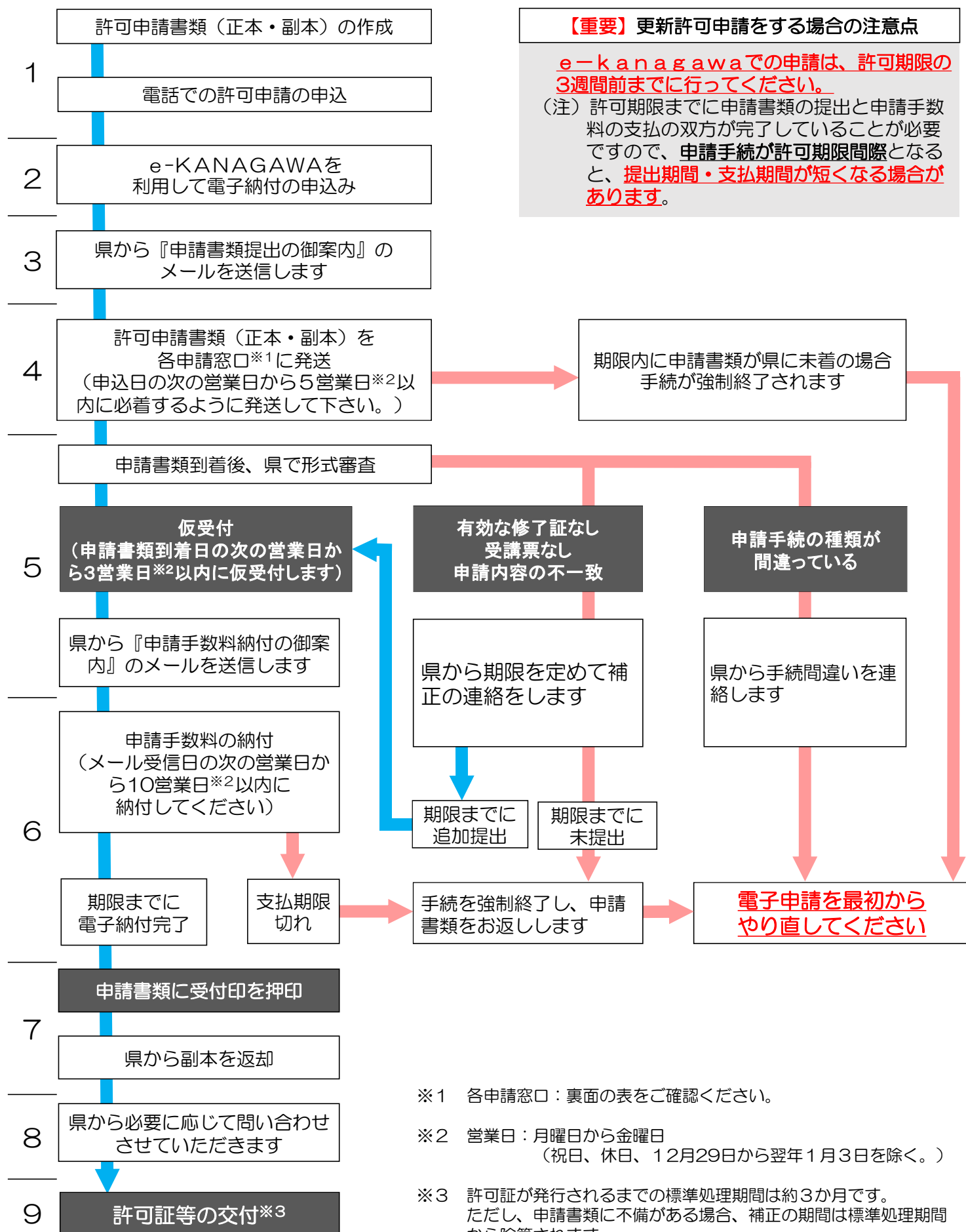
[ページの先頭へ戻る](#)

[サイトマップ](#)



③

# (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業 (積替・保管を除く) に関する e - k a n a g a w a を利用して申請手数料を電子納付する流れ



(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業 (積替・保管を除く) に関する  
e - k a n a g a w a を利用して申請手数料を電子納付する流れ

【重要】更新許可申請をする場合の注意点

e - k a n a g a w aでの申請は、許可期限の3週間前までに行ってください。  
(注) 許可期限までに申請書類の提出と申請手数料の支払の双方が完了していることが必要ですので、申請手続きが許可期限間際となると、提出期限・支払期限が短くなる場合があります。

|   |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 申請者は、<br>許可申請書類が完成した段階で申請窓口(資源循環推進課・各地域県政総合センター)へe - k a n a g a w a による電子納付を利用して、郵送による許可申請を希望する旨を連絡してください。                                                                                                                                             |
| 2 | 申請者は、<br>e - k a n a g a w a から電子納付の申込みをしてください。                                                                                                                                                                                                         |
| 3 | 県から、<br>『申請書類提出の御案内』のメールを送信いたします。                                                                                                                                                                                                                       |
| 4 | 申請者は、<br>申込日の次の営業日から5営業日※以内に必着するように許可申請書類(正本・副本)を含め、以下の書類を下記の申請窓口に発送してください。<br>※営業日(以下同じ)：月曜日から金曜日(祝日、休日、12月29日から翌年1月3日を除く。)<br>(1)許可申請書 正本及び副本 各1部<br>(2)副本返送用の封筒又はレターパック(プラスでもライトでも可)<br>(3)許可証郵送用のレターパックプラス又は490円分(クリアファイルを同封する場合は530円分)の切手を貼付したA4封筒 |
| 5 | 県は、<br>申請書類が到着次第、形式審査を行います。形式面で問題がなければ、申請書類到着日の次の営業日から3営業日以内に仮受付を行います。その後、『申請手数料納付の御案内』のメールを送信します。                                                                                                                                                      |
| 6 | 申請者は、<br>『申請手数料納付の御案内』のメール受信日の次の営業日から10営業日以内に電子納付を完了してください。                                                                                                                                                                                             |
| 7 | 県は、<br>電子での納付確認が取れ次第、各申請窓口より受付印を押印した許可申請書(副本)を郵送します。                                                                                                                                                                                                    |
| 8 | 許可申請書類について内容の不備や疑義がある場合、担当者から電話でお問い合わせさせていただきます。                                                                                                                                                                                                        |
| 9 | 審査の結果、許可基準に適合していると認められた場合、許可証を交付します。<br>(許可証が発行されるまでの標準処理期間は約3か月です。ただし、申請書類に不備がある場合、補正の期間は標準処理期間から除算されます。)                                                                                                                                              |

| 【法人】本店所在地<br>【個人】住所                                    | 申請窓口(送付先)の宛先               | 住 所                                                      |
|--------------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------------------------------------|
| 横浜市、川崎市、神奈川県外<br>注：本県の処分業許可を有する場合は所管の県政総合センターが窓口となります。 | 環境農政局 環境部<br>資源循環推進課       | 〒231-8588<br>横浜市中区日本大通1<br>Tel (045)210-1111 内線4161～4165 |
| 横須賀市、鎌倉市、逗子市、<br>三浦市、葉山町                               | 横須賀三浦地域県政総合センター<br>環境部 環境課 | 〒238-0006<br>横須賀市日の出町2-9-19<br>Tel (046)823-0210 (代表)    |
| 相模原市、厚木市、大和市、<br>海老名市、座間市、綾瀬市、<br>愛川町、清川村              | 県央地域県政総合センター<br>環境部 環境調整課  | 〒243-0004<br>厚木市水引2-3-1<br>Tel (046)224-1111 (代表)        |
| 平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦<br>野市、伊勢原市、寒川町、大磯<br>町、二宮町              | 湘南地域県政総合センター<br>環境部 環境調整課  | 〒254-0073<br>平塚市西八幡1-3-1<br>Tel (0463)22-2711 (代表)       |
| 小田原市、南足柄市、中井町、<br>大井町、松田町、山北町、開成<br>町、箱根町、真鶴町、湯河原町     | 県西地域県政総合センター<br>環境部 環境調整課  | 〒250-0042<br>小田原市荻窪350-1<br>Tel (0465)32-8000 (代表)       |

#### ④（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く）郵送申請チェックリスト

|                           |      |                |      |                  |
|---------------------------|------|----------------|------|------------------|
| 申請者名<br>(法人名。個人事業主の場合は氏名) | ふりがな | この申請の<br>担当者氏名 | ふりがな | 日中連絡のつく連絡先（電話番号） |
|                           |      |                |      |                  |

※申請書類に不備・不足がある場合、申請を受理できない場合がありますので、ご郵送の際は必ず下記口欄にチェックを入れて、ご確認をお願いいたします。また、こちらのチェックリストも併せてご提出ください。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                   | チェック項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                        |  |       |           |        |          |  |        |          |          |        |          |          |                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------|-----------|--------|----------|--|--------|----------|----------|--------|----------|----------|--------------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>申請手数料の支払い手続きは終わりましたか？（１）または（２）の方法を選択してください。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>（１）e-kanagawaによる電子納付の場合</p> <p>① e-kanagawaを利用した電子納付のための登録作業を行ってください。</p> <p>② 申込日の次の営業日から５営業日以内に到着するよう申請書類を発送してください。</p> <p>③ 申請書類の形式審査後にメールを送信しますので、メール受信日の次の営業日から１０営業日以内にe-kanagawaにより電子納付を行ってください。</p> <p>※e-kanagawaによる電子納付の場合、支払いが完了の確認が取れ次第受付となります（受付日は支払い日となります。）。</p> </td> <td> <p>（２）納付書を利用した納付の場合</p> <p>① 県に対して納付書送付用 110 円切手を貼付した封筒（長 3 サイズ以上）を発送してください。</p> <p>② お預かりした封筒にて納付書を県より発送いたします。</p> <p>③ 申請手数料をお支払いいただき、切り離れた納付済証（受領印入り）を申請書第 3 面の備考欄に貼付してください。</p> <p>※納付書による納付の場合、納付書付きの申請書類が申請窓口に着した日が受付日となります。</p> </td> </tr> </table> <p>【参考】 申請手数料</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>産業廃棄物</th> <th>特別管理産業廃棄物</th> </tr> <tr> <td>新規許可申請</td> <td colspan="2">81,000 円</td> </tr> <tr> <td>更新許可申請</td> <td>73,000 円</td> <td>74,000 円</td> </tr> <tr> <td>変更許可申請</td> <td>71,000 円</td> <td>72,000 円</td> </tr> </table> <p>（更新申請の場合）<br/>許可の有効期限日までに受付が完了しない場合、許可が失効になりますので御注意ください。</p> | <p>（１）e-kanagawaによる電子納付の場合</p> <p>① e-kanagawaを利用した電子納付のための登録作業を行ってください。</p> <p>② 申込日の次の営業日から５営業日以内に到着するよう申請書類を発送してください。</p> <p>③ 申請書類の形式審査後にメールを送信しますので、メール受信日の次の営業日から１０営業日以内にe-kanagawaにより電子納付を行ってください。</p> <p>※e-kanagawaによる電子納付の場合、支払いが完了の確認が取れ次第受付となります（受付日は支払い日となります。）。</p> | <p>（２）納付書を利用した納付の場合</p> <p>① 県に対して納付書送付用 110 円切手を貼付した封筒（長 3 サイズ以上）を発送してください。</p> <p>② お預かりした封筒にて納付書を県より発送いたします。</p> <p>③ 申請手数料をお支払いいただき、切り離れた納付済証（受領印入り）を申請書第 3 面の備考欄に貼付してください。</p> <p>※納付書による納付の場合、納付書付きの申請書類が申請窓口に着した日が受付日となります。</p> |  | 産業廃棄物 | 特別管理産業廃棄物 | 新規許可申請 | 81,000 円 |  | 更新許可申請 | 73,000 円 | 74,000 円 | 変更許可申請 | 71,000 円 | 72,000 円 | <input type="checkbox"/> |
| <p>（１）e-kanagawaによる電子納付の場合</p> <p>① e-kanagawaを利用した電子納付のための登録作業を行ってください。</p> <p>② 申込日の次の営業日から５営業日以内に到着するよう申請書類を発送してください。</p> <p>③ 申請書類の形式審査後にメールを送信しますので、メール受信日の次の営業日から１０営業日以内にe-kanagawaにより電子納付を行ってください。</p> <p>※e-kanagawaによる電子納付の場合、支払いが完了の確認が取れ次第受付となります（受付日は支払い日となります。）。</p> | <p>（２）納付書を利用した納付の場合</p> <p>① 県に対して納付書送付用 110 円切手を貼付した封筒（長 3 サイズ以上）を発送してください。</p> <p>② お預かりした封筒にて納付書を県より発送いたします。</p> <p>③ 申請手数料をお支払いいただき、切り離れた納付済証（受領印入り）を申請書第 3 面の備考欄に貼付してください。</p> <p>※納付書による納付の場合、納付書付きの申請書類が申請窓口に着した日が受付日となります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                        |  |       |           |        |          |  |        |          |          |        |          |          |                          |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 産業廃棄物                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 特別管理産業廃棄物                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                        |  |       |           |        |          |  |        |          |          |        |          |          |                          |
| 新規許可申請                                                                                                                                                                                                                                                                            | 81,000 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                        |  |       |           |        |          |  |        |          |          |        |          |          |                          |
| 更新許可申請                                                                                                                                                                                                                                                                            | 73,000 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 74,000 円                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                        |  |       |           |        |          |  |        |          |          |        |          |          |                          |
| 変更許可申請                                                                                                                                                                                                                                                                            | 71,000 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 72,000 円                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                        |  |       |           |        |          |  |        |          |          |        |          |          |                          |
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>日本産業廃棄物処理振興センター講習会（産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の収集・運搬課程）の有効な修了証は添付されていますか？（有効な修了証がないと受付ができません。）</p> <p>※有効な修了証とは新規申請は受付日まで有効、更新申請は現在の許可の有効期限日まで有効、変更許可申請は修了証取得者の在職していることとなります。</p> <p>※有効期間は、修了証発行から「新規」の講習会が５年間、「更新」の講習会が２年間です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <input type="checkbox"/>                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                        |  |       |           |        |          |  |        |          |          |        |          |          |                          |
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>申請書正本・副本（それぞれ一式）の２部を同封しましたか？</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <input type="checkbox"/>                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                        |  |       |           |        |          |  |        |          |          |        |          |          |                          |
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>副本返送用の封筒を同封しましたか？</p> <p>※副本の重さに見合った切手を貼付した A 4 封筒又はレターパック（プラスでもライトでも可。）を使用してください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <input type="checkbox"/>                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                        |  |       |           |        |          |  |        |          |          |        |          |          |                          |
| 5                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>許可証郵送用の封筒を同封しましたか？</p> <p>※490 円又は 530 円（クリアファイルを同封する場合）の切手を貼付した A 4 封筒又はレターパックプラス（赤）を使用してください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <input type="checkbox"/>                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                        |  |       |           |        |          |  |        |          |          |        |          |          |                          |
| 6                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>郵送する際は、送付したことが記録に残る方法（レターパックや簡易書留等）で送付しますか？</p> <p>※未到達等のトラブルを防ぐため、必ず上記の方法で送付してください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <input type="checkbox"/>                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                        |  |       |           |        |          |  |        |          |          |        |          |          |                          |
| 7                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>県内の政令市（川崎市、横浜市、相模原市、横須賀市）で積替・保管の許可はありますか？ → 有・無</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                        |  |       |           |        |          |  |        |          |          |        |          |          |                          |
| 8                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>（更新申請の場合）前回の許可申請から運搬容器の変更はありますか？ → 有・無</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                        |  |       |           |        |          |  |        |          |          |        |          |          |                          |

⑤

産業廃棄物収集運搬業（積替・保管なし）許可申請（新規・更新・変更共通） e-KANAGAWA 電子申請・入力の手引き

| 入 力 画 面 プ レ ビ ュ ー                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 補 足 説 明                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>申請窓口 必須</b></p> <p>法人の本店所在地又は個人事業主の住所を所管する窓口をお選びください。<br/> ※産業廃棄物処分業又は積替・保管ありの産業廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者については、これらの許可を受けた地域<br/> 県政総合センターを窓口としてください。</p> <p>資源循環推進課：横浜市、川崎市、神奈川県外<br/> 横須賀三浦地域県政総合センター：横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町<br/> 県央地域県政総合センター：相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村<br/> 湘南地域県政総合センター：平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町<br/> 県西地域県政総合センター：小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町</p> <p><input type="radio"/> 資源循環推進課<br/> <input type="radio"/> 横須賀三浦地域県政総合センター<br/> <input type="radio"/> 県央地域県政総合センター<br/> <input type="radio"/> 湘南地域県政総合センター<br/> <input type="radio"/> 県西地域県政総合センター</p> <p><input type="button" value="選択解除"/></p> | <p>○法人の場合は本店所在地、個人事業主の場合は住所を所管する窓口をチェックしてください。</p>                                                                                                                                                            |
| <p><b>法人名又は個人事業主の氏名 必須</b></p> <p>※法人の場合は下段の法人名をチェックし、個人事業主の場合は上段の氏名をチェックした上で、該当する欄に入力してください。</p> <p><input type="radio"/> 氏： <input type="text"/> 名： <input type="text"/></p> <p><input type="radio"/> 法人名： <input type="text"/></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>○申請者が法人である場合は下段の「○」をチェックし、法人名を入力してください。</p> <p>○申請者が個人事業主である場合は上段の「○」をチェックし、（氏）と（名）にそれぞれ住民票のとおり入力してください。</p> <p>○なお、個人事業主の屋号の入力はできません（「法人名」欄に入力しても無効です。）。)</p>                                             |
| <p><b>法人名又は個人事業主の氏名（フリガナ） 必須</b></p> <p>※法人の場合は下段の法人名をチェックし、個人事業主の場合は上段の氏名をチェックした上で、該当する欄に全角カタカナで入力してください。</p> <p><input type="radio"/> 氏： <input type="text"/> 名： <input type="text"/></p> <p><input type="radio"/> 法人名： <input type="text"/></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>○申請者が法人である場合は下段の「○」をチェックし、法人名のフリガナを入力してください。</p> <p>○申請者が個人事業主である場合は上段の「○」をチェックし、（氏）と（名）にそれぞれフリガナを入力してください。</p> <p>○住民票にフリガナの表示があれば、住民票のとおり入力してください。</p> <p>○なお、個人事業主の屋号の入力はできません（「法人名」欄に入力しても無効です。）。)</p> |

| 入 力 画 面 プ レ ビ ュ ー                                                                                                                                                           | 補 足 説 明                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>（法人の場合）代表者役職名</b></p> <input type="text"/>                                                                                                                            | <p>○法人の場合は、代表者の役職名（代表取締役等）を登記事項証明書のとおり入力してください。</p> <p>※会社法上の役職名なので、「社長」は不要です。</p> <p>※個人事業主の場合は、入力不要です。</p>                    |
| <p><b>（法人の場合）代表者氏名</b></p> <p>氏 <input type="text"/> 名 <input type="text"/></p>                                                                                             | <p>○法人の場合は、代表者の氏名を登記事項証明書のとおり入力してください。</p>                                                                                      |
| <p><b>郵便番号 必須</b></p> <p>※法人の場合は、登記事項証明書の本店所在地の郵便番号を入力してください。<br/>※個人事業主の場合は、住民票の住所の郵便番号を入力してください。</p> <p>郵便番号 <input type="text"/> <input type="button" value="住所検索"/></p> | <p>○申請者が法人である場合は登記事項証明書の本店所在地の郵便番号、個人事業主である場合は住民票の住所の郵便番号を、間にハイフンを入れずに半角数字で入力してください。</p> <p>例）231-8588 の場合は、「2318588」となります。</p> |
| <p><b>住所又は所在地 必須</b></p> <p>※法人の場合は、登記事項証明書の本店所在地のとおり入力してください。<br/>※個人事業主の場合は、住民票の住所のとおり入力してください。</p> <p>住所 <input type="text"/></p>                                        | <p>○申請者が法人である場合は登記事項証明書の本店所在地、個人事業主である場合は住民票の住所を入力してください。</p>                                                                   |
| <p><b>電話番号 必須</b></p> <p>電話番号 <input type="text"/></p>                                                                                                                      | <p>○電話番号を、間にハイフンを入れずに半角数字で入力してください。</p> <p>例）(045)210-1111 の場合は、「0452101111」となります。</p>                                          |
| <p><b>※申請者の外部の方（行政書士等）が申請を代行する場合にもその方の連絡先を入力してください。</b></p> <p><b>担当者の所属 必須</b></p> <input type="text"/>                                                                    | <p>○申請者の内部の方が担当される場合は、法人名と（所属部署があれば）所属部署名を入力してください。</p> <p>○行政書士法人等外部の方の場合は、所属の事務所名等を入力してください。</p> <p>例）〇〇行政書士法人、〇〇行政書士事務所</p>  |
| <p><b>担当者氏名 必須</b></p> <p>氏 <input type="text"/> 名 <input type="text"/></p>                                                                                                 | <p>○担当者様の氏名を入力してください。</p>                                                                                                       |

| 入 力 画 面 プ レ ビ ュ ー                                                                                                                                       | 補 足 説 明                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>担当者氏名（フリガナ） 必須</b></p> <p>氏 <input type="text"/> 名 <input type="text"/></p>                                                                       | <p>○担当者様の氏名のフリガナをカタカナで入力してください。</p>                                                                                       |
| <p><b>担当者連絡先（電話番号） 必須</b></p> <p>電話番号 <input type="text"/></p>                                                                                          | <p>○担当者様の連絡先電話番号を必ず入力してください。<br/>※間にハイフンを入れずに半角数字で入力してください。<br/>例）(045)210-1111 の場合は、「0452101111」となります。</p>               |
| <p><b>担当者連絡先（メールアドレス） 必須</b></p> <p>メールアドレス <input type="text"/></p>                                                                                    | <p>○この手順での連絡先となるメールアドレスを入力してください。<br/>※電子申請の受付完了時、申請書類の仮受付完了時に当方から発信するメールの送信先となります。</p>                                   |
| <p><b>申請書表紙 必須</b></p> <p>申請書表紙のデータを添付してください。</p> <p><input type="button" value="ファイルの選択"/> ファイルが選択されていません</p> <p><input type="button" value="削除"/></p> | <p>○申請書の表紙（＝第1面）のデータをお送りください。<br/>※原則として、ワード又はエクセルで作成したデータか、又は pdf データとしてください。<br/>（なお、やむを得ない場合は写真等の画像データも可能としております。）</p> |

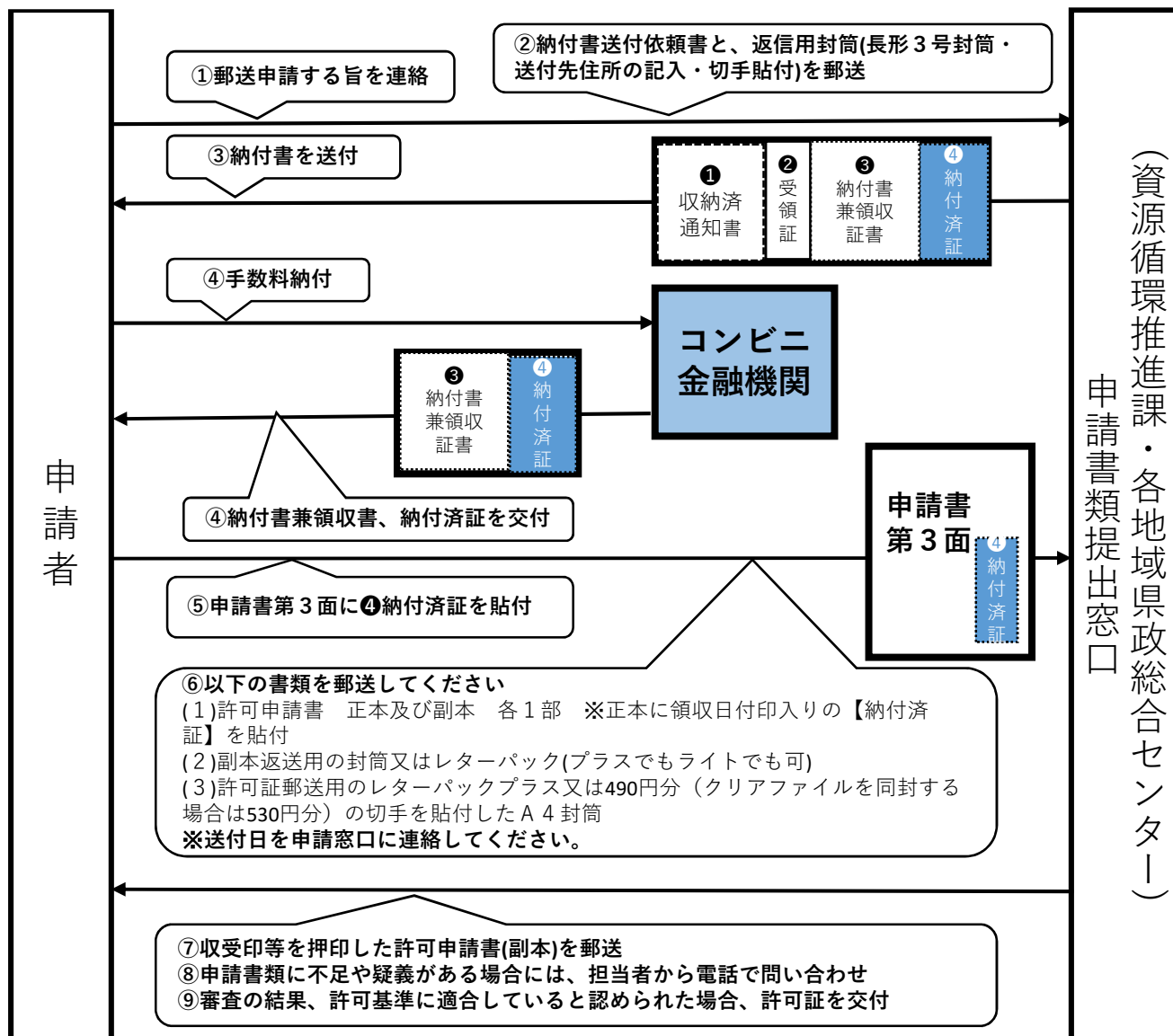
**⑥(特別管理)産業廃棄物収集運搬業(積替・保管を除く)に関する  
納付書による手数料納付から郵送申請の流れ**

|   |                                                                                                                                                                                       |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | <b>申請者</b> は、申請窓口(資源循環推進課・各地域県政総合センター)へ郵送申請を希望する旨を連絡してください。                                                                                                                           |
| 2 | <b>申請者</b> は、納付書送付依頼書と、返信用封筒(長形3号封筒・送付先住所の記入・切手貼付)を申請窓口へ郵送してください。                                                                                                                     |
| 3 | 納付書が各申請窓口から郵送されます。                                                                                                                                                                    |
| 4 | <b>申請者</b> は、<br>(1)申請手数料をコンビニ・金融機関で納付してください。<br>※納付が可能なコンビニ・金融機関は下記参照<br>(2)コンビニ・金融機関より、領収日付印が押印された【納付書兼領収証書】と【納付済証】を受け取ってください。<br>(3)納付書兼領収証書から【納付済証】を切り離し、申請書第3面に貼付してください。         |
| 5 | <b>申請者</b> は、以下の書類を下記の申請窓口へ郵送してください。<br>(1)許可申請書 正本及び副本 各1部 ※正本に領収日付印入りの【納付済証】を貼付<br>(2)副本返送用の封筒又はレターパック(プラスでもライトでも可)<br>(3)許可証郵送用のレターパックプラス又は490円分(クリアファイルを同封する場合は530円分)の切手を貼付したA4封筒 |
| 6 | <b>申請者</b> は、送付日を申請窓口へ連絡してください。                                                                                                                                                       |
| 7 | <b>県</b> は、形式審査後、各申請窓口より受付印を押印した許可申請書(副本)を郵送します。                                                                                                                                      |
| 8 | 許可申請書類について不備や疑義がある場合、担当者から電話でお問い合わせさせていただきます。                                                                                                                                         |
| 9 | 審査の結果、許可基準に適合していると認められた場合、許可証を交付します。<br>(許可証が発行されるまでの標準処理期間は約3か月です。ただし、書類に不備がある場合、補正の期間は標準処理期間から除算されます。)                                                                              |

| 【法人】本店所在地<br>【個人】住所                                    | 申請窓口(送付先)の宛先               | 住 所                                                      |
|--------------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------------------------------------|
| 横浜市、川崎市、神奈川県外<br>注：本県の処分業許可を有する場合は所管の県政総合センターが窓口となります。 | 環境農政局 環境部<br>資源循環推進課       | 〒231-8588<br>横浜市中区日本大通1<br>Tel (045)210-1111 内線4161～4165 |
| 横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町                                   | 横須賀三浦地域県政総合センター<br>環境部 環境課 | 〒238-0006<br>横須賀市日の出町2-9-19<br>Tel (046)823-0210 (代表)    |
| 相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村                      | 県央地域県政総合センター<br>環境部 環境調整課  | 〒243-0004<br>厚木市水引2-3-1<br>Tel (046)224-1111 (代表)        |
| 平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町                      | 湘南地域県政総合センター<br>環境部 環境調整課  | 〒254-0073<br>平塚市西八幡1-3-1<br>Tel (0463)22-2711 (代表)       |
| 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町             | 県西地域県政総合センター<br>環境部 環境調整課  | 〒250-0042<br>小田原市荻窪350-1<br>Tel (0465)32-8000 (代表)       |

## 納付書による手数料納付から郵送申請までの流れ

### ■ 納付から申請までの流れ



| 種 別         | 納付が可能な コンビニ名/金融機関名                                                                                                                                             |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| コンビニエンスストア等 | セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、セイコーマート、ハマナスクラブ、ハセガワストア、タイエー、MMK設置店※(ただし、無人端末機を除く) |
| 金融機関        | 神奈川県内に本支店のある、銀行(ゆうちょ銀行及び郵便局を除く)・信託銀行(三菱UFJ信託銀行を除く)・信用金庫・信用組合<br>神奈川県内の農業協同組合<br>神奈川県信用農業協同組合連合会<br>中央労働金庫                                                      |

※MMK設置店 <http://www.shinkin-sis.co.jp/mmk/index.html>

⑦（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を除く）許可申請手数料に関する

## 納付書送付依頼書

● **申請者・送付先** 太枠内はすべてご記入ください。

|                     |   |
|---------------------|---|
| 申請者住所               | 〒 |
| 申請者名<br>(法人の場合は会社名) |   |
| 送付先住所               | 〒 |
| 担当者名                |   |
| 担当者連絡先電話番号          |   |

● **申請内容** 必要な手数料の太枠内にチェックをしてください。

| 手続き名                 | 手数料      | <input checked="" type="checkbox"/> |
|----------------------|----------|-------------------------------------|
| 産業廃棄物収集運搬業新規許可申請     | 81,000 円 | <input type="checkbox"/>            |
| 産業廃棄物収集運搬業更新許可申請     | 73,000 円 | <input type="checkbox"/>            |
| 産業廃棄物収集運搬業変更許可申請     | 71,000 円 | <input type="checkbox"/>            |
| 特別管理産業廃棄物収集運搬業新規許可申請 | 81,000 円 | <input type="checkbox"/>            |
| 特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可申請 | 74,000 円 | <input type="checkbox"/>            |
| 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請 | 72,000 円 | <input type="checkbox"/>            |

● **宛て先**

返信用封筒（送付先住所の記入・切手貼付）と、この依頼書を同封して、下記まで郵送してください。

◆返信用封筒の大きさ 長形3号封筒 ◆貼り付ける切手 110 円分(速達希望の場合は+300 円分)

| 本店所在地[法人] 住所[個人]                               | 送付依頼書の宛先                   | 住所                                                      |
|------------------------------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------|
| 横浜市、川崎市、神奈川県外※本県の処分業許可を有する場合は所管の県政総合センターが窓口です。 | 環境農政局 環境部 資源循環推進課          | 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1<br>TEL (045)210-1111 内線 4161~4165 |
| 横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町                           | 横須賀三浦地域県政総合センター<br>環境部 環境課 | 〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19<br>TEL (046)823-0210 (代表)     |
| 相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村              | 県央地域県政総合センター<br>環境部 環境調整課  | 〒243-0004 厚木市水引 2-3-1<br>TEL (046)224-1111 (代表)         |
| 平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町              | 湘南地域県政総合センター<br>環境部 環境調整課  | 〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1<br>TEL (0463)22-2711 (代表)        |
| 小田原市、南足柄市 中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町     | 県西地域県政総合センター<br>環境部 環境調整課  | 〒250-0042 小田原市荻窪 350-1<br>TEL (0465)32-8000 (代表)        |